

第九十一回 参議院農林水産委員会會議録第四号

(七二)

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

三月七日

辞任

小笠原貞子君

補欠選任

河田 賢治君

三月十八日

辞任

宮田 輝君

補欠選任

小林 国司君

三治 重信君

藤井 恒男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

青井 政美君

片山 正英君

北 修二君

川村 清一君

熊谷太三郎君

小林 国司君

坂元 親男君

鈴木 省吾君

田原 武雄君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

三浦 八水君

栗原 俊夫君

村沢 牧君

目黒今朝水郎君

原田 立君

河田 賢治君

下田 京子君

喜屋武眞榮君

衆議院議員
農林水産委員長
内海 英男君

国務大臣

農林水産大臣

武藤 嘉文君

政府委員

農林水産大臣官房長

渡邊 五郎君

農林水産大臣官房審議官

塚田 実君

農林水産省経済局長

松浦 昭君

農林水産省構造改善局長

杉山 克己君

農林水産省農蚕園芸局長

二瓶 博君

農林水産省畜産局長

大伏 孝治君

農林水産省食品流通局長

森実 孝郎君

食糧庁長官

松本 作衛君

林野庁長官

須藤 徹男君

水産庁長官

今村 宣夫君

事務局側

常任委員会専門員

竹中 譲君

説明員

大蔵省主計局主計官

的場 順三君

通商産業大臣官房調査統計部長

渡辺 全佑君

通商産業省生活産業局通商課長

村田 文男君

運輸省港湾局倉庫課長

後出 豊君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和五十五年度の農林水産省関係の施策及び予算に関する件)

○農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

案(衆議院提出)

○農業青年基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青井政美君)

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月七日、小笠原貞子君が委員を辞任せられ、その補欠として河田賢治君が選任されました。

また、本日、三治重信君が委員を辞任せられ、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

○委員長(青井政美君)

農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十五年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 私、大臣の所信表明に關して質疑を行います。特にきょうは、この質疑が終わりますから、農業協同組合合併助成法あるいは漁業協同組合合併助成法、この趣旨説明並びに採決等があることになっておりますので、この農漁業の系統機關の問題を中心にして質問を申し上げます。

○川村清一君 大臣が主官として、大臣が監督の責任のある系統機關、つまり連合会ですが、頻りに不祥事、不正経理であるとかあるいは北海道漁連における空売りとか、ああいったような不正が頻発しておるわけですか。これは大変な問題でありまして、組合員である漁民であるとかあるいは農民に對しまして非常に強い不信感を持たせておる。影響を与えると思うわけでありまして、

そこで私は、たくさんありますけれども、特に例を引きまして、農業については農業共済組合連合会、いわゆる全共連ですね、それから林業につきましては北海道森林組合連合会、略称道森連、漁業につきましては北海道漁業協同組合連合会、略称道漁連、この問題を挙げていろいろお尋ねをしたいと思うわけでありまして、まず第一に、これを所管しておる責任者の大臣の意見を聞きたいわけでありまして、大臣はこの具体的な内容についてはもうすでに部下の方から御聴取になって承知されておると思いますので、こういう事件がこれらの農業なり漁業の系統機關に起きているということに對して、所管大臣として責任があるわけですから、どう感じておられるか。これについての

大臣の忌憚のない、いわゆる責任のある御見解をまずお伺いしておきたいと思うわけでありまして、

○国務大臣(武藤嘉文君) 先生御指摘のように、ここ数年來それぞれ各組合におきまして大変残念な事態が起きていることはまことに遺憾に思ひ、私どもとしては本當に農民、漁民に對して申しわけがない気持ちでおります。特に、今後いろいろと農林水産行政を積極的に進めていかなければならないときには、當然団体の協力も不可欠でございますが、その団体が農民なり漁民と遊離した形になっておったのでは行政を進められないわけでございますし、何とか一日も早く、組合法にはそれぞ

れ農民、漁民の立場に立つてそれに奉仕をするという気持ちでやらなければならぬと書いてあるわけでございます。一日も早く法律にのっとった正しい団体になっていただくように極力今後指導してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○川村清一君 大臣は五十五年度における農政の基本方針あるいは基本的な政策について表明されたわけでありまして、それを推進するに当たっては、当然のことながら農民、漁民の協力を得なければならぬ。それは農民の組織である農協であ

とか、漁民の組織である漁業協同組合、これの協力を得なければどういふことは実現不可能であります。そこで、そのために農民や漁民が自分の組織に対してやはり信頼感を持ち、そしてその組織の指導者のいろいろ指導されることを理解し、協力すると、こういう形をとらなければ、いかに大臣がここでいふことを述べられたところで、その実行、実現というものはこれは不可能であるわけですね。ところが、いま私が申し上げましたようにこういったような不祥事が続出をする、これは大変なことですね。そこで大臣は、ひとつりっぱな指導行政を行うということを言われておりますが、その指導行政を推進していくに当たってまず基本になることは何なのか、どういふような姿勢と具体的な態度をもってそれに対応しようとしておられるのか、重ねてそれをお伺いしたいわけですね。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま申し上げましたが、私は協同組合のあり方というものは、当然農民、漁民のために、そしてその農民、漁民に奉仕をするという立場で組合というものがなければならぬし、また、組合員の総意によって組合の運営はなされなければならないわけでございます。かりそめにも、そういうことを忘れて、何かこう商売をやっておるような感じになっておるような組合があったためにこの不正事件が起きたのではないかと思つたわけでございますけれども、そういう点はひとつ大いに各団体とも反省をしていただきまして、かりそめにも今後はそういうことの起きないように強く指導してまいりたいと、こう考へておるわけでございます。

○川村清一君 まだ後ほどお尋ねしますけれども、私も北海道の人間ですが、これは農林漁業を大産業とする地域でございますので、いろいろこう回つて歩いて、そしていろいろな組合に寄つて、組合長その他役員の方々の御意見なども聞いて歩いておられますけれども、どうも組合の首脳部である幹部、これらの人と、それから一般の漁民、そして生産に携わつておる農民、この個々

の方々との間には相当乖離したところの感情、考へ方というものがあつたような気がしてならないわけでございます。私としては、まず信頼される組合になるためには、やはり幹部の方々があつた意味においてはえりを正していく、本当に組合員の信頼にこたへるような、そういう指導をなされなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 北海道の組合の指導者には私はまだお目にかかつていないのでございませうが、いま先生の御指摘の北海道とは違ひますけれども、私がたまたまお目にかかりましたのは、全共連の会長が交代されたときに新旧会長が来られましたので、そのときに私は申し上げたのでございませうけれども、全共連というものは、農民がみんなでお金を預けて、そして自分たちの将来、たとえば災害が起きたときにやはり保険がもらえると思つてこれはやつていっているわけであつて、そういう点を、その金がかかへいってやうやうなことになつたのでは、これは掛けておる農民に大変申しわけないのじゃないかと。本当に農民の信頼を回復して、やつぱり全共連で掛けておれば、自分たちに万一災害が起きたときには自分たちはそれで助けてもらえるんだと、こういうみんなが気持ちであつて初めてうまくいくのであつて、そういう点において大変農民から信頼を失うようなことになつたらどうするんですかと。ぜひともひとつ会長のこの交代を機に、本当に農民に理解される、農民の支持の得られる全共連にならなければ困るんじゃないですかと、こういうことを私は申し上げたわけでございますが、すべての農業団体の指導者に対して、私は同じ気持ちで、ひとつ問題があるところについてはそれぞれそういう気持ちで指導してまいりたいと、こう考へておるわけでございます。

○川村清一君 それでは、全共連の問題はまた後ほどいろいろお尋ねすることもあらうかと思ひます。きょうは時間の関係もありますので、まず第一に林野庁の長官にお尋ねいたします。

北海道森林組合連合会、道森連、これは道内の百六十の森林組合の連合体であるわけですね。これが七億円を超える巨額の欠損金を出して、ついに役員が責任をとつて退任をしたということを聞いておるのでありますが、総会の議決を経ないで非組合員業者に貸し付けを行う、いわゆる定款違反行為等もあつたというふうなことも新聞などに報道されておるわけでありませうが、林野庁は、この道森連の問題についてよく調査はされていると思ひます。そこで、これは連合体でありませうから、法律上当然農林大臣の監督権のある団体であります。林野庁としてはどういふような指導行政を行つてきたのか。そして、こういう不始末を起してからどういふような処置をとられて、この道森連は現在どのような状態になつておるのかという点について、概要だけでも結構ですから、ここで報告していただきたいと思ひます。

○政府委員(須藤徹男君) お答えいたします。ただいま先生から御指摘ございましたように、北海道におきまして喜茂別町森林組合及び湧別町森林組合が相次いで経営不振に陥つたことに伴ひまして、北海道森林組合連合会の円滑な事業運営が憂慮される事態になつたことにつきましては、林野庁としまして最も遺憾なことと考えておるのでございます。

北海道庁からの報告によりますと、道森連が喜茂別町、湧別町両森林組合に事業資金として貸し付けている金額は、喜茂別町森林組合に対しては三億五千四百万円、湧別町森林組合に対しては一億八千三百万円、合計五億三千七百万円というふうになつておりますが、この貸付金については相当額が回収困難というふうになつておるものでございませう。また、道森連には別途に、これら森林組合の経営不振と関連して発生いたしました固定化債権等がございまして、それらを含めました回収不能債権額は約七億から九億というふうに見込まれる状態でございます。

再建計画を検討してきたところでございませうが、再建問題は、組織、財務、事業の全般にわたつて検討を要することから、北海道庁、金融機関及び道森連の実務者によりましてプロジェクトチームによりまして、その具体的な作業が進められておつたのでございませう。特別委員会によりまして再建計画の案は、三月一日の理事会におきまして一応了承されたところでございませうが、道森連といたしましては、今後これをもとに会員の協力を求める等の措置を講じまして、四月中に開催予定の臨時総会において決定することを予定いたしておるのでございませう。

林野庁といたしましては、北海道庁と密接な連絡をとりつつ、直接担当係官も派遣いたしまして、現在の特別委員会でもいろいろ御検討をいたしておられます内容につきましても事情を聴取いたしまして、必要な指導を行つておるのでございませうが、先ほど申し上げましたように、臨時総会におきまして再建計画が決定された際には、今後とも林野庁として当然指導すべき部面につきましては積極的に指導してまいりたいというふうに考へておるのでございませう。

○川村清一君 北海道知事の監督下にあるところの町村の森林組合、喜茂別町の森林組合それから湧別町の森林組合、この二つの組合の問題がいま長官から報告があつたわけですが、この森林組合につきましては、従来森林法の中にあつたものであります。先年、森林法から分離して森林組合法として特別立法された、こういう組合、いわゆる漁業協同組合、農業組合と並立する森林組合というふうになつたのであります。したがつて、こういう単独立法になつた組合に対する指導というものにつきましては、今日までの経過もあつたわけですから、林野庁としてはもっとしっかり指導行政を強化していただかなければならぬと私は考へておるわけでありませう。

つたので、調査したならば報告してくれということを書いておいたはずなんですけれども、今日まで全然御報告がなかったわけでありまして、これは遺憾であります。

この喜茂別の森林組合の問題につきましては、これは町費が流用されておったといったようなこともあり、刑事事件にまで発展いたしました。町を挙げてんやわんやの混乱を生じたこれは組合であります。それから湧別町の森林組合は、年間の事業量が約三十三億三千万と聞いておる、日本一の組合であるといっておるわけでありまして、これがいろんな経理の不始末、あるいは不正と言わないまでも不良貸し付けあるいは売却金の回収が困難といったようなことでこういうようなことになった。それをひくくめて道連連があるわけでありまして、したがって、こういう組合の財務の状況が道連連の経理の方にも大きく影響したのだと思ひますが、これはやはり大変な問題なんです。もっとしっかりこれ、指導してもらわなければ困るわけでありまして、一体農協や漁協と同じように、林野庁はいわゆる検査官を派遣して、そういう経理の検査とか業務の検査であるとか、そういうことをなさっておるのかどうか、これをひとつ明らかにしていただきたいと思ひわけであり

○政府委員(須藤義男) ただいま先生から御指摘ございましたように、喜茂別町森林組合につきましては、昨年の五月の二十四日の当委員会におきまして先生から御指摘がございまして、事態の判明次第御報告するようという御要求がございましたが、実はまだ全面的な説明が済んでおらない実態でございまして、まことに申しわけないと思っております。

ただいまございましたように、一昨年の森林組合法の制定によりまして、監査士制度が設けられました。それぞれ監査指導を強化するというところに相なっておりますが、たまたまこの喜茂別町森林組合につきましては、昨年の四月の事件発生ということでございますが、まことに

遺憾と思っております。

四月の事件発生後、北海道庁が数回にわたります検査、調査を実施したわけでございますが、その負債額は、五十四年の十二月現在におきまして、帳簿上の負債額は五億四千三百万、資産額が九千八百万ということでございまして、差し引き欠損見込み額四億四千五百万。ところが、これ以外に帳簿外の負債がございまして、未決済融通手形が二億九千五百万、借入金が二億三千三百万、この二億三千三百万の中に喜茂別町よりの借入金一億三千九百万が含まれておるといふことでございまして、帳簿外の負債が合わせまして五億二千八百万ということに相なっておりますわけでございます。なおこの帳簿外の負債につきましまして、現在の組合執行部は、顧問弁護士の指導のもとに否認をしておるといふ状況にあるわけでございます。

それから組合の再建問題につきましては、現在、道警の捜査が継続中であることから、いまだ具体的には進展してないのでございまして、当面不要資産の処分を進め、一部債権の弁済を行っております。今後は主たる債権者であります道連連に対しまして債権を長期間たな上げする方向で債権問題に取り組むということにいたしておるのでございます。

なお、この組合はすでに活動を停止しておりますが、従来喜茂別町森林組合がやっておりますました造林その他の事業につきましては、隣接の組合がこれに当たっておるといふ状況にあるわけでございます。

また、この湧別町森林組合につきましては、五十四年の七月、道庁の常例検査によりまして、固定化債権の存在、架空資産の計上等が判明いたしましたので、道庁はその正につきまして組合を指導してきたところでございまして、昨年末に至りまして、当組合が不渡り手形を出しまして金融機関の取引停止となりました。組合事業も停止の状態になっておるのでございます。

北海道庁はこの事態を重視いたしましたして、当組

合の財務内容を精査いたしました。その後の組合の調査によりまして、これは二月十六日現在でございますが、負債が十九億四千三百万、資産が四億二百万でございます。差し引き欠損見込み額が十五億四千一百万であることが判明したのでございます。

このような事態に対処するため、当面北海道庁は、関連企業の倒産を防止するための倒産関連資金の融資を行ったり、また湧別町は解雇職員に対する生活資金の貸し付けを行っておりますのでございます。

当組合の再建問題につきましては、債権者への対応、手形の確保等、未整理の問題が多いことから、当組合としましては、これらの推移を見ながら、金融機関、湧別町、道連連、北海道庁と協議の上対処することにしたしておりますのでござい

ます。なお、債権者への対応につきましては、組合は弁護士等の指導のもとに、二月十六日債権者集会を開催いたしました。債権者の了承を得ることとならなかったものでございまして、今後は和議法に基づき和議手続により組合の再建を図る方向で準備を進めておるといふ現状でございます。

○川村清一君 詳細承りましたが、要すれば、いわゆるこれらの問題を起す森林組合というのは、森林組合の設立されておる、いわゆる森林組合といふものは何をなすべきものなのか、一体森林組合といふものはだれの組織でだれの利益のために働くものなのかというその原点を忘れておる。これは先ほど大臣がおっしゃっているとお

る。これは先ほど大臣がおっしゃっているとお

る。これは先ほど大臣がおっしゃっているとお

る。これは先ほど大臣がおっしゃっているとお

しつかりした指導をやってもらいたいということ強く私は要望しておきます。

次に水産庁の長官にお尋ねしますが、これは北海道漁業協同組合連合会、道漁連の問題でございますが、これは大変な問題になっておるわけでございます。私もこの問題をいろいろの方々に会って調査をいたしました。いろいろ御意見を聞きました。幾ら聞いても私は理解ができないのであります。端的に言って、実物があつて、いわゆる魚転がしということがよく言われましたが、これは実物があるの、それを転がしてだんだんもうけを積み上げていくわけでありまして、これは物が

ないんです。空売り、つまり空気を買つて空気が売っているようなものです。そんなようなことがどうしてできるのか。しかも、これはいわゆる道漁連の北海道営業本部の一課長の単独の犯行である、行為である、こう言われておるんです。一人でそんなことができるのかどうか。しかも、七年も八年も前からやっていることがわからなかった、こういうことは、どう考えても私の常識ではこれは理解できないわけでありまして、

そこで、水産庁はその問題を究明するために検査員を派遣していろいろ検査をしたと思ひますが、この事件の真相というものが究明されたかどうか、解明されたのかどうか。これをお聞きしたいんです。

この道漁連に対しましては、これは日本一の大きな組合連合会ですから、御案内のように、北海道の水産の生産というものは全国の二五%を占めておる。こういうところにある道連連、漁業協同組合だけでも百六十七ですか、これらの連合会です。ですから、取り扱っているその額も非常に大きい、巨額な額を取り扱っている。そこで、この経理監査には中金からは常務理事が一人行っているわけ。それから水産庁からも、もちろん水産庁はおやめになっておりますが、道漁連には常任監事ということで一人が行っているわけ。こうして経理の正確を期しているわけ。こうして思ひますが、こういう環境の中でどうし

てこんなことができたのか。これがわからない。
そこで、長官、ひとつ水産庁が調べた、調査したそのことについて、いわゆる真相はこうなんだというのをここで説明していただきたいと思うんです。

○政府委員(今村宣夫君) 今回の道漁連の事件はまことに重大な問題でございまして、私たちもかかる事件が起きましたことをまことに遺憾に存じておるわけでございまして。事件が起きました以来、道漁連は道漁連としていろいろ調査をいたしましたし、また、浜の代表でいわゆる十人委員会という委員会をつくりまして真相の究明に当たり、また水産庁としても、今年一月以降鋭意調査及び検査をいたしておるところでございまして、まさに先生御指摘のように、こういう事件が一人の担当者によって起こされたということはまことに常識では考えられないということは御指摘のとおりでございます。

現在までの事件の概要をいたしましては、昭和四十七、八年ごろに、営業本部の担当職員が、ニシンの共販の際に、販売先に対して相手が下落した場合に損失を補てんするという約束を約束をいたしまして、その後相場が下がった際に損失分を相手業者から架空物を仕入れたことにして補てんしたというのを発端にいたしまして、その補てんと同時にその架空物を他の業者に転売をいたしまして、手形を受け取ることによって、空売買をカムフラージュしたと。さらに、その架空物を数業者にわたって転売した後に買い戻すというのを繰り返したわけでございまして、その間に介在をいたしました業者は、手数料上乗せをいたしまして転がしていきましてために、手数料は複利的に増大をいたしまして、約百三十億に達したというところでございまして。

この事件が七年間にわたって発覚しなかったのはなぜだということでございまして、空取引が数多くの通常取引と同じ手続あるいはまた同じ態様で行われておったということ、それから、空取引が、売り先を見つけてから仕入れるという売りつ

なぎ買い取り方式をとっておりましたために、在庫が生じていなかった。それから、代金決済が空売りの買い戻しの時点で確実に道漁連から行われていたために、取引上のトラブルが生じなかったというところが理由ではないかと思われまして、いずれにしても、この取引は非常に巧妙にといえますか、巧みに仕組まれていたことが事件の発覚をもたらさなかったということではないかと思ひます。

私どもは、この事件の真相につきまして、鋭意調査、説明をいたしておるところでございまして、問題は二つございまして、一つは、道漁連の内部においてそういう一担当者が膨大な空取引を行っていたことを知らなかったということは、いかにもこれは常識的ではないわけではございまして、上司は一体何をしておったのかという疑問でございまして。第二の点は、そういう空取引の相手方が事情を知っておったかどうかということ、あるいは、場合によっては共謀をしておったのではないかという問題でございまして。

第一の点は、これは基本的には、私は道漁連管理者の責任感の欠如であり、執行体制の不備であり、人事管理の不徹底であり、現物、金、書類の三者のチェックの内部牽制がなかったというところが問題であらうと思ひます。

第二の点、関係者はどの程度事情を知っておったのか、あるいは道漁連という、それを信用して、全く通常の取引だと思つてやったのかという問題でございまして、これはなかなか究明がむずかしいわけでございまして、相手方の協力を得なければそういうことは明確にできないわけではございまして。同時にまた、相手方がそれを認めたということとは共犯であったというのを認めたことにもなるわけでございまして、相手方がなかなかそれを認めるというところはないわけではございまして、そういう意味合いにおきまして、本事件の問題の解明はきわめて困難な状況にあるわけではございまして。しかしながら、私どもはいたしましては、できる限りの手段、方法を通じて、この事件の

解明をいたす所存でございまして。

○川村清一君 たいだいまの長官の御答弁を聞いて、はなはだ不満であります、端的に言つて。あんなにはいま、この事件が起きた問題点として二点挙げられた。第一点は、内部でわからなかったというところ。第二点は、その関係者が共謀したかどうか、こういったようなことがわからなかったというところなんだ。一体、水産業協同組合法、いわゆる水協法に明示されておる農林水産大臣の責任というものは、どうお考えになられておるんですか。法律に明らかに、いわゆる主務大臣はこの連合会に対しては年一回の検査を行うということが義務づけられておるはずですよ。いわゆる監督権は農林水産大臣にあるわけですね。水産庁に責任があるわけでは。水産庁の責任は一言も述べにないで、これじゃおかしいと思つて

だから、先ほど私が申し上げましたように、これに對しましてはいわゆるメーンバンクである中金からも役員が行つておる。水産庁からも、これはおやめになった方ですが、常任の監事が出ておる。これはやはり、水産庁に責任があるから、そういうような処置もなされてはおるんじゃないか。年一回の検査を法律どおり実行されたかどうか。検査というものは、ただ帳面だけ検査して済んでおるのかどうか。すべての商業簿なんかに置きましては、必ずその決算のときには在庫というものがきちつと明示されるわけでは。たな卸しというものをやるわけですね。ところが、倉庫には何もないわけですから、これは空気がだけなんですから、それがちゃんと帳面の上にはあることになっておるわけだから、七年でも八年でも続いておるのだ。これが検査できないとわからなかつたというのとはこれはどういふわけなんですか。まあいろいろな事情があるでしょう。だから水産庁も責任があるでしょう。農林水産大臣にも責任があるでしょう。だから、責任者の農林水産大臣の発言を一番先に私は求めておる、これを明確にし

ていただきたい。

○政府委員(今村宣夫君) 漁業の協同組合が真に漁業者のために機能をするということの、そういう使命を果たすように指導監督をいたすことは私たちの務めでございまして、また、御指摘のように、検査を通じてその業務が適正に行われておるかどうかがということをチェックをし、誤っておる点はこれを正すべく指導をすることは私どもの責任でございまして。

北海道漁連につきまして、昨年十一月に検査をいたしたわけでございまして、その際の検査におきまして、空売りの実態を明らかにできなかったというところは、まことに私たちとしても残念に思つておるところでございまして。そのときに、通常、検査の場合におきましては帳簿と現金の出納というのはチェックをするわけでございまして、それと同時に、在庫のチェックということはいままでいたしておりませんで、そういう関係から、御指摘のような空気の売買というこの実態を把握するに至らなかつたわけでございまして、そういう検査のやり方そのものの問題につきましては私たちが十分認識をいたしておるわけでございまして、全体的な在庫を調査するというところ、これはもうなかなか大変でございまして、抜き打ち的にある一定時点の在庫というものを、帳簿と現金と在庫という一連のものとしてとらえるような検査のやり方ということにつきましてはそういう方向で改善をいたしたいと思つておるわけでござい

ます。

年一回の常例検査ということをしなればならないと水協法には決めてございまして、検査対象が非常に多うございまして、現実問題としては二年に一回というふうな形になっておるわけでございまして、そういう検査体制の整備につきましても今後十分留意をしまひたいと考えておる次第でございまして。

○川村清一君 いままで七年間、八年間の間に、一回でも、二回でも、抜き打ち的で結構です、在庫検査をしておつたら、こんなものはつきりわ

かつたわけですね。やっていないから、その間長い間ごまかしがきいておったという、結論的に言えはそういうことになるでしょう。だとすれば、やっぱり水産庁の責任というものはあるということは認めてもらわなければいけない。そういう責任感の上に立つて今後はどうするか、こういう間達がい絶対に起きないようにどういうような行政を行っていくかというものが出てくる、当然ね。それを認められなければ問題でないわけですから、これははっきり申し上げておきます。

それ、聞くところによれば、検査対象が百何十もあって、そして、それを検査する検査員が八名ばかりしかないというのを聞いておるのですが、それが問題にならないと思うのですが、長官、検査対象が幾つあって、そしていま検査員というのは何人いるのか、これ端的に言ってください。

○政府委員(今村實夫君) 水産庁の行います常例検査の検査対象は百十九にございます。検査員は現在八人でございいます。

○川村清一君 大臣、これじゃとてもじゃないけれども、いかに検査官が超人的なスタミナのある人であつたてでございませぬ。法律には年一回と義務づけておるが、年一回なんかできるはずがないですね。この点はひとつ大臣、善処していただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 確かに今度の問題を見て、いま長官からも御答弁を申し上げましたけれども、金の動きと帳簿の動きだけを見て検査をしておつたわけではございません。これがもし物の動きまで見てやっておれば、こういう問題は早く発見できたわけではございまして、その点はいまのお話で、百十九の調査対象の組合があり、それをわすか八人、その八人もたしか去年から、五十四年度で八人になったんじゃないかと思うのでございまして、その前は七人でございまして、そういう点では確かに検査体制が十分でないという点は私も反省をいたしまして、今後やはり検査体制を充実していくこともひとつ考えていかな

きやならない。あわせてそういう体制をつくることによって、物の動きも今後はチェックするような考え方で検査をしていかなければならない。特にもう一つは、やはり先ほど来議論は出ておりませんけれども、私はやはり員外利用のあり方というものについても、十分もう少し考え方をしっかりとしないといけないのではなからうか。そういうような点をひとつ重点に置いて、今後検査体制を充実してまいりたい。そして、こういうことが二度と起きないようにしっかりとやっていくこと、こう考えておるわけではございます。

○川村清一君 私たちの常識でわからないことは、東京営業本部の課長一人をやつたということ、がまずわからないのですが、これはいろいろな機関が入つて今日まで精力的に調査を続けてきています。道漁連の内部におきましても、あるいは非常勤理事の代表者であるとか、あるいは浜の代表者であるとか、当然ながら水産庁、そして中金、そして警察も入つておると、こういうことも聞いておる。しかし、その真相は何なのかというところがいまだに解明されておらない。これでは、これから漁連をどう持っていくかと言つたところで、一体漁民が納得しないわけですよ。漁民が納得しないところに今後の漁連の進み方というものも決定しないわけですね。漁民を納得させる第一点は、何といひましても、この事件の真相というものが究明されなければ何が何やらわからない、そして、ただそこには二百億の不良負債をしようとしたと、これでは浜の漁民は納得しない。浜の漁民には何にも関係のない空売りであり、そしてまた、この北商の倒産によるかすのこの商売の欠損であるということなんです。ですから、これはこれ以上解明できないのかどうか。警察も入つておるといふのが、まだわからな

い。一体これわからないのです。これはとても漁連の今後の方向を決める上において大きな支障になるわけですね。

今日まで、たとえば報道機関はうんぶんこれを調査して毎日のように報道されておりますが、よ

くこれまで調べていただいておりますと、私は報道機関に携わつておる方々に敬意を表し、感謝をしておるわけですが、警察まで入つておつて、いま報道されている以外にわからないものなのか。わからないではこれは済まないわけですね。これをどうするか、これは大臣ひとつお答えいただきたい。いんです。これでもうこの事件は幕が引かれるのか。後は道漁連は、いわゆる再建するかやめるか、これはもちろん浜の漁民の自主的な判断によつて決めることでありますけれども、あくまでも漁民の総意によつてこれは決まっていくなわけです。ありますが、仮に再建に向けて進むとしても、この点が一番大事な問題だと思ふんですが、これはいかがですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) これは当然のことでございます。まして、漁民の皆様方の信頼を回復するためにも、やはり真相がはっきりしてこない、なかなか、いまのお話で、自分たちに無関係のことでおれたちの組合はつづけてしまふじゃないかと、こういうことになるわけではございまして、その点については今後とも徹底的に究明を図つていきたいと考えておるわけではございます。

ただ、どうもいづれにしても膨大ないろいろな検査をしておる量のようにございまして、正直、私自身ももっと早く何とか解明できないのかと、こういうことを言つておるのでもございまして、現実はなかなか大変な量のようにございまして、少し時間がかかつておるといふことではなからうかと。決してこれでもう幕引きにしようというやうな気持ちには毛頭持つておりません。その点は御理解をいただきたいと思います。

○川村清一君 共謀者の問題でございましてけれども、私は、その課長と一緒にやつた者が漁連の内部にいるかいないか、これはわかりませんけれども、外部に必ずあると思う。それは何かと

いうと倉庫業者です。まあ新聞報道によれば、東京水産冷蔵株式会社というのが出ておるわけですが、これは一社なのか、これ以外にないのか。とにかく倉庫業者が共謀しなければそんな空売りなん

というものはできるわけがないわけですからね。そこで、この倉庫の方は、これは倉庫法によつて規制があるわけで、この問題は当然運輸省の方でこれは調査されておると思うので、運輸省の方から、簡単にいいですから、説明していただきたい。

○説明員(後出豊君) 御指摘の問題につきまして、運輸省におきまして、倉庫業法に基づきまして鋭意調査中ではございます。

現在までの調査によりますと、東京水産冷蔵株式会社の豊海工場におきまして、同社の職員三名が道漁連の職員の依頼によりまして、道漁連の水産物の取引に関連いたしまして、電話による在庫の照会に対して虚偽の回答を行う、あるいは虚偽の在庫証明書を発行し、あるいは道漁連あてに虚偽の入庫報告書を発行したという事実があつたとの一応の調査結果を得ております。

○川村清一君 倉庫課長にお尋ねしますが、そういう事例はいままでもあるわけですか。私どもは、在庫があるかどうかというのを、取引する場合には当然、結局冷蔵庫にその品物があるかどうかというのを確かめて取引するわけですね。そのときに、在庫証明であるとか、あるいは名義変更の書類であるとか、そういうものを必要としな

い。ただ単に電話ぐらゐで、あるかどうかといったようなことを聞いて、それで、あるということを確認して商取引をするといったようなことが、それはできるものなんですか。

○説明員(後出豊君) 場合によりまして、通常の取引におきまして、電話によりまして荷主が倉庫会社に在庫の有無を照会すると、冷蔵倉庫会社側においてそれに対して回答するというものによつて取引が成立するといふようなこともあるようではございます。また、その場合におきまして、倉庫会社側が、いわゆる本件のような虚偽の回答をするといふようなことにつきましては、倉庫業の適正な運営としてはあつてはならないことだといふふうに考えております。

の回答があったのです。それで虚偽の回答をしたという者については、しるべき措置がとられたと、こういうふうになっておるわけですか。

○説明員(後出豊君) 先ほど申し上げましたとおり、現在運輸省におきましては調査中ということでごさいます。今後必要な補完的な調査を行う、あるいはいまお話にありましたように、全般的な調査というものが進行中のごさいますから、そのような情勢の推移に應じまして、私どもとしても調査を追加するというようなことにしてまいりたいと思ひます。で、同社に対しては調査が終了したと認められる段階におきまして、しるべき処置を講じたいというふうに考えております。

○川村清一君 それからこの架空取引に関係したところの業者が二十八社とか三十社とか言われておるんですが、この中に、築地市場のいわゆる会社としての四つの大手会社ですね、中央魚類、東都水産、大都魚類、築地魚市場、こういうものが含まれておるといふことも報道されておるんですが、これが事実かどうか。これは水産庁を通して調べられたと思ひますから、ひとつその報告をしていただきたいことと、それからその二十八社なり三十社なり、くるくる空売りでこう回っているわけですが、そのときに、その関係した会社は全部品物を扱わないわけですから、ただ帳簿だけで、帳簿だけだけでも、そこで何%かの利益を皆取っているわけですから、何にもやらないで関係業者は皆これらもうけていっている。これは確実ですね。そうすると、会社のその架空の取引の中でもうけたその関係会社の利益というものは、これはどういふことになるんですか。

○政府委員(森本孝郎君) ただいま御指摘を受けました築地の四社につきましては、現在卸売市場法の規定に基づいて、法令に基づく検査を実施しているところでごさいます。帳簿書類も相当膨大でございますし、数社にまたがっておりますために、検査はなお相当の時日を要すると思ひますが、検査の結果を待って、私ども最終的な判断を

したいと思っております。

そこで検査に入ります前に、私ども実は昨年の暮れ以来事情聴取を行っております。これ以外に東京都も必要な検査を実施しております。こういった点を総合してみますと、現時点までの状況では、たとえば受け渡しの法的な手続を了している、それから第三者売却の許可を受けているという卸売市場法に違反するといふふうなケースの問題ではないと思ひます。ただ、先生やはり冒頭御指摘のように、冷凍水産物につきましては、市況商品でございますし、それからかなり長期の保管にたえる商品でございますので、仲間うちで頻りにこの種の取引が行われていることは否かたいたと思ひますけれども、卸売市場の卸売人を介在いたしましてこういう取引が行われることは、本来の卸売業務の正常な運営にも悪影響を来すといふことも考えられますので、卸売市場の業務全体の問題として今後どう持っていくかということをは、調査の結果を待ちながらしるべき行政判断をしたいと思っております。

そこで問題は、最後に御指摘がございました手数料の収入をどう考えるかという問題でございます。これは一応、当事者間において、民法的に見て売買が有効に成立しているかどうかということが法律判断としては基本になるだろうと思ひます。いままでは状況を聴取したところでは、道漁連に売り先についての希望を伝えられて売買に参加しておりますけれども、道漁連の荷主としての圧倒的な地位なり取引信用から見て、まさに空売買とは思っていないで売買に参加しているようにございますし、先ほど申し上げましたように、一般の商慣習、それからもう一つは法的手続との関係から、一応売買としては有効に成立しているのではなからうかというふうに判断しておりますが、こういった点もなお十分に検査の結果をもって判断させていただきたいと思ひます。

○川村清一君 いままで数点お尋ねしましたが、農林水産省の方も運輸省の方も、みんな調査中、調査中でございまして、こうだというふうな御返

答がないわけですね。調査中、調査中でいつまでも調査をやっておると、そのうちに一体漁連はどうなるかと、この点まで考えてもらわなければ、もう漁連はすっかり信用を失墜いたしまして、もう相手にしない。どの会社も、漁連に魚を売ったから、とてもあんな危ない会社からはもうキャッシュでなければ、現金でなければ取引できないと、手形はお断りだといったようなことになってまいりまして、漁連の本来の機能を發揮できなくなつた場合に、これは浜にどういふ影響を及ぼしますか。いわゆるこれは浜、北海道で言えばコンブであるとかホタテガイであるとかは漁連が取り扱っておりますが、これは一体もう買ってくれない。いままでは買っておった、取引しておった会社も、そんな危ない漁連とはもう一切取引はやめたなんといったようなことになれば、これはどういふことになるんですか。これらのことを私は心配しているわけですがね。

ですから、これはもう精力的にやっておく事件の真相を解明していただきたい。そしてそれをこの委員会にやっぱり報告していただきたい。きょうはぜひふんたっているんですよ。何を聞いたって調査中だ、調査中だじゃ、これは話にならないわけですから、これは早急によつて、そしてその真相の態様をこの委員会に報告していただくというのを、大臣、お約束できますか。

○国務大臣(武蔵野文君) 先ほどもお答えをいたしましたように、何にしても大変な、どうも長い間やっていたことをいま調査をして分析をして――分析と申しますか、その辺の関係をしっかりとらなければいけないということをやっておるわけでごさいます。相当の量のようでごさいますので、私ども決して怠けているわけではございませんけれども、物理的にもやはり限度があるわけでごさいますので、今後とも精力的によく調査をいたしまして、いずれにいたしましても、調査の結果がはっきりいたしましたときには委員会に報告をさせていただきます。

○川村清一君 重大な問題をひとつお尋ねします

が、これはいま私が初めて言うことではなくて、先般小笠原委員がここで質疑されました問題ですが、道漁連は韓国の馬山に一部一〇%出資している北菱という会社があることは私も承知しておるわけですね。その会社ができた経緯から私は承知しておりますが、しかし、その北菱が持ち船を持っております。その持ち船がいま北海道でも数年前から大問題になり、私もこの委員会において、一九七七年、二百海里時代に入りましてから歴代の農林水産大臣にすく訴えてきた韓国船の無謀操業、この無謀操業の船団の中に入り込んでそういう漁労をやっておったということ、さらにはその無謀船団がそういうような操業をやつて揚げたところの漁獲物、これはスケソウが主なんです。これを韓国の北菱の加工工場において加工して、その製品を道漁連が取り扱っておったといったようなことが報道されておるわけですね。これがもし事実とするならば、これはもう大変なことであつて、もう浜の漁民は、おれたちはだまされたと言つて心からもう怒っております。私自身も本当にだまされたなと思つて怒りにたえないわけですが、これは一体重大な問題なんで、漁連の会長はそういうことは絶対にないといふことを現地で言明されておりますが、水産庁として調査されたかどうか、そういう事実があったかどうか、これを簡単にいいますから、明確にお答え願ひたい。

○政府委員(今村重夫君) 私どもが道漁連その他を通じて調べましたところ、道漁連が出資をしております御指摘の韓国の会社であります北菱の持ち船が北海道周辺海域で操業しているという事実はございせん。また北菱はスケトウダラの加工会社でございまして、その加工原料でありますスケトウダラがどの海域で漁獲された物を北菱が買つておるかということ、道漁連においても調査をいたしましたけれどもまだ明らかではございません。また、北菱が加工した製品が、これはフィッシュブロックでございまして、これは外国、アメリカ向けでございまして、これを北海道漁連が購入しておるということはございせん。

○川村清一君　そうすると、そういうことは無いということですか。

○政府委員(今村宣夫君)　ただいま申し上げましたように、道漁連が出資をしています韓国会社の北菱の持ち船が北海道周辺海域で操業しているというところはございません。ただ、その北菱への出資者であります会社の、これは出資者のうちのひとつでございますが、東遼産業というのが、これは北菱の株主でございますが、この会社の持つておる船が北海道沖に来ておるということはござい

○川村清一君　製品の取り扱いもしていないんです。

○政府委員(今村宣夫君)　それはございません。

○川村清一君　そういうことがあったらこれは大変なことであって、もうこれは漁民―道漁連がもしそんなことをやっておったとしたならば、漁民を裏切ることにはなはだしいものであって、一体漁連というものはだれの組織だか、これはもう本当にあきれるばかりでありますから、まあないとも信じておりますが、ひとつこの点はもっと徹底的に、単に漁連から聞いたなどということだけじゃなくて、もっと徹底的に私は調べてもらいたいということをお願いしておきます。

それから、今後の問題もありますのでお尋ねしますが、漁連の商売ですが、昭和五十一年が取扱高の総計が三千五百億でございまして、昭和五十二年になると一編にこれが上がりましたで四千八百五十九億というふうに上がったんですね。これは、五十二年という年は例の二百海里に入った時代で、いわゆる魚船がしどか魚の価格の高騰とかといったようなことで、これに乗ったんだと思えます。そして、五十二年は四千億と若干減りましたが、そこで私は大臣にお尋ねしておきたいことは、これはいま言ったのは取り扱いの総額ですが、漁連のいわゆる傘下の浜の生産漁民の生産したものを漁連が取り扱って、そして漁連の持つ販売網にこれを流通して、そしていわゆる商売をやる。漁連自体の組合員の生産物を取り扱っての

これは商売になる。これが五十二年のときには大体六〇％ぐらい。それから員外漁業、いわゆるいま言ったようなことではなくして、魚を買って売るといふこの商売ですね、中には外国から輸入して買ったり売ったりといったようなこと、いわゆる漁連の組合員以外のものを取り扱っているのが員外漁業ですが、この員外漁業率が五十二年が三六％、五十二年になったら四一％になり、五十二年になったら四四％、いわゆる水協法では半分というふうには、二分の一ということになっているのですが、二分の一に近い四四％まで員外漁業の取り扱いがあったと、この事実を一体大臣はどういうふうには把握されるか。これは今後の漁連のあり方について大臣の考え方をひとつ明らかにしていただきたい。

○国務大臣(武蔵野文君)　御承知のように、水協法は五〇％となっておりますが、農協法の方は二〇％でございまして、これはやっぱり魚の特殊の事情でそういうことを認められておると私は思っておりますけれども、しかしそれはあくまで限度でございまして、それだけいっぱいやるのが当然であるということでは私はないと思うのでござい

ます。やはり組合の漁民のものを扱うというのが原則でございまして、私はそういう点において、何か商売となればこのものを扱っていいという考え方で員外漁業に走るといふことは決して好ましいことではないと、こう考えておるわけでござい

ます。今後そういう点も、先ほども申し上げましたが、今後のあり方としては、そういう員外漁業のあり方というものも含めてひとつ検討したいと私は考えておるわけでござい

ます。

○川村清一君　もう時間がございませぬのでまじめに思うのですが、いま漁連では、役員の方々が会長を先頭に一生懸命浜回りをして、そして漁民に対して申しわけなかったと言って謝罪をし、さらに再建の方向に向けて協力をお願いしたいということで回っておりますが、まあ大勢としては、漁民の理解を得て再建の方向に向かっ

ていくのではないかと私も考えております。再建の方向に向かったとしましても、私はこれは容易なことではないと思うんですね、二百億の漁業債務を負ってこれを再建するということは、そこで、再建へ向けてこれは水産庁としてはどういような協力をしてくれるのかということが大きな問題になりますね。やはり金融機関としてはもちろんメンバンクの中金、あるいは同じ系統の道信連、漁信連ですね、こういう機関の全面的な協力を得なければどうしていただけるものではないのであります。それらに向けて、農林水産省としてはどういような指導をしてもらえるのか、協力してあげることが出来るのか、この辺をひとつお答えをいただきたいと私は思うわけです。

そしてもう一点は、このような不祥事が再度起きては大変ですね。そこで、いわゆる漁連が水協法第一条の目的にかなった、その目的を達成する、そういう機能を十分に発揮できる、間違つた方向にいかない、そういう漁連の体質改善をすることが最大の課題だと思っております。あくまでも協同運動の原点を忘れないで、漁民組織である協同組合組合員である生産漁民の利益を守ることを第一義にすることを忘れない、そういう体質をつくる

ことが大事ではないかと思うんです。私は端的に言いますと、この問題は東京本部で―東京本部、この大都会の東京本部、しかもそれは築地にあるわけです。毎日毎日会っている人たちが、仕事を

している環境、その環境そのものが、まさにこれはもう何といひますか、浜に無縁なものなんです。北海道の浜で魚をとって苦労している漁民の感情、気持ちなんというものをわかない、漁民から乖離した、無縁の一つの環境の中で仕事を

しているうちに全く漁民離れをしてしまった、そういうことがこれらの問題を起した大きな原因ではないかと。たとえば、全国共済組合連合会があるわけ

です。保険事業をやっておる、大きな保険会社で働いている人と同じような感情になつてしまふ、感覚になつてしまふ。それで農民から離

れちゃう、農民の気持ちを忘れてしまふ。そういうことがこれらの問題を起す大きな原因になる。私は思うわけです。この点を、原点を忘れない、いわゆる商社化しない漁業協同組合であるといふ、そのことを忘れないようにしっかりと指導をし、その上に立って再建策を立てていかなければならないと思つております。

もう一つ大事なことを申し上げますが、いわゆる漁連もこれだけ大きな組織になりましたから、働く人たちがもう五百何十人もいるわけですね。その中のいわゆる管理職の立場にある人にももちろん責任があるわけです。しかし、下で働いている人たちに何も責任もないわけでありまして。ただ上司に言われて仕事をやっているだけの話であつて、この不祥事には何も責任がないわけではな

い。ところが、再建策を立てて再建をするために、こういう人たちのあるいは生活権を奪うというふうなことになるたら、これはまた大変なことですから、こういう点を十分考えて再建へ向けての指導をやつていただきたいということが私の最後の質問であり要請でもあるわけであり

ます。

これに対して大臣のお答えをいただいて、時間が参りましたので、これで質問を終わりたいと思

います。

○国務大臣(武蔵野文君)　やはり基本的には、この水協法の目的にかなつたような形にしなければならぬのは当然だと思います。そういう点においては、あくまで漁民、その組合員に奉仕をするのであつて、法律にも書いてあるように、営利を目的とした事業は行つてはならないと、こう書いてあるわけをございまして、その点が少し、私は今回の事件を見ておきますと、何かその法律を逸脱をするというか、法律の気持ちを忘れた行為があつたのではなからうかと思つてござい

ます。で、やっぱりこれから再建をしていくということ、私どももこの道漁連が北海道の漁民の生活を守り、その社会的地位を高めていくという点においては必要な組織であると、こう考えておるわけをございまして、できる限り再建については協

力体制をとらなかならないと考えております。しかし、一番大切なことは、やはりその漁民の皆様方が、自分たちはもちろん関係なかったということではございませうけれども、自分たちの組合でございませうので、やはり自分たちの組合をひとつ再建しよう、こういう気持ちをお持ちいただくことも大変大切なことだと思いますし、そして、そういう漁民の気持ちをしっかりとつかんだ執行部の体制といひますか、幹部の方々はそういう人になっていただかなきゃならぬのではなからうかと、こう思いますし、また、先ほどの話ではございませうが、東京本部というものが現実には員外利用が約九割ぐらゐであるというこの状況というものは、私はやっぱり反省しなかならないのではなからうか。東京本部のあり方についても、やはり再検討をせよとらなかならないと思ひます。

いずれにいたしましても、私でもできるのは、農林中金などよく話し合いをしながら、資金的にできるだけ農林中金に応援をさせるようにし向けていくことは当然かと思ひますが、私どものそういう方向と、それから漁民の熱意と、それからしっかりと指導体制がで上がる、こういう形において再建を考えていかなきゃならぬのではなからうかと。

それに関連して職員の問題にもお触れになりましたけれども、まあそういう失業というようなことのないよう、起きないような形で再建策が考えられることが一番望ましいものであるということ、私は私どもも考えておるわけでございませう。

○村沢牧君 私には養蚕問題にしばって質問いたします。

本日、繭糸価格の引き上げと蚕糸振興政策確立のための全国の生産者大会が九段会館で盛大に開催されております。

養蚕はわが国の伝統的な産業であり、かつて生糸は輸出産業の花形であったわけであります。しかし、最近では繭生産の減退や、生糸、繭糸価格の低迷、あるいは輸入の増加等によって、養蚕を取

り巻く情勢は、内外ともに大変厳しいものがあるわけでありませう。しかし、八〇年代の農政を展望する中において、また米の大幅な生産調整とも関連をさせ、蚕糸業はもともとと発展をさせなければならぬ、このように私は思ふわけであります。蚕糸業を発展させるためには生産者の意欲を高めることが必要である。しかし、繭の値段が安くて再生産を償えないようなことであれば、生産者の意欲は高まらずまいりませう。

そこで伺ひますけれども、昨年は実勢糸価が大変低迷して、基準糸価の一万四千四百円を割る寸前まで落ち込み、このために平均繭価も前年対比二・八％に低落する、こういう厳しい情勢であったわけでありませうけれども、糸価低迷の最大の原因は何であるというようにお考えになりますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話ございましたように、五十三年度におきましては、生産、流通、各段階におきまして在庫投資等により、大きな在庫需要によりまして生糸の消費は大幅に伸びまして、蚕糸業界が比較的好況に恵まれた年であつたわけでございます。

ところが、五十四年度に入りまして大分さまで変わりをいたしております。その要因は何かというお尋ねでございますが、五十四年度につきましては、絹織物の末端消費の伸び悩み、これが大きな要因であらうかと思ひますが、これに加えまして、前年度在庫の食いつぶし等によりまして生糸消費が減少をいたしましたわけでございます。

さらにまた、絹織物の在庫増その他京都室町の織物卸商等の信用不安、金利高騰によりまして先行き不安等によりまして糸価が低迷したのではないかと、かように見ておるわけでございませう。

○村沢牧君 昨年糸価が大変に低迷したということ、消費の伸びが悪かつたということ、それから在庫が非常に多くなつたということ、業界の信用不安、この三つを挙げられたわけでありませう。そこで、私はその中で以下お伺ひしてまいりますけれども、在庫が多くなつたということは、私

に言わせればこれは輸入が多過ぎるということなんです。五十四年度の生糸の国内生産量は二十六万五千八百二十九俵で、これはほぼ前年並みです。これに対して総需要の方は二十九万九千七百二十四俵、前年と比べて八・五％に落ちているわけでありませう。単純計算でいけば、この需要と生産との差、約三万四千俵くらいですけれども、これだけ輸入をすれば需給の均衡は保たれる、こういうことになるわけでありませうけれども、しかし、実際にはこの倍近い生糸を輸入している。さらに、いまお話があつたように、従来からの在庫が加わつて、十二月の末の在庫は実に蚕糸事業団、一般を合わせまして十萬二千六百一十一俵、特に事業団の在庫は前年に比べて一六・五％も伸びているんです。需要が減少したのであるからそれに見合う輸入をするのが当然である。輸入がそのままでありますから、在庫がふえるのはこれは当然なんです。

そこで、この輸入について一元輸入の措置をとつていられるのでありますけれども、この貿易協議において、国内の需給がこういう状態であるので、これを厳正に考慮してその数量を削減すべきであつた。さらには、二国間の協定、中国、韓国、協定以外の国からも輸入されておるんですけれども、これらについてはもっと積極的にこれを減らすという、そういう措置をとるべきであつた。これらの対策について手落ちはなかつたのかどうか。同時に、今後においては事業団保有の在庫がなくならないように、二国間の輸入は停止すべきである。私はそのように主張しますが、どうですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいまお話しございましたように、生糸なり絹製品につきましては、秩序ある輸入を行つていくことが必要であらうと考えます。

そこで、まず、二国間の取り決めの関係でございませうけれども、五十四年度の生糸、絹製品の二国間の取り決めにつきましては、それぞれ韓国及び中国と交渉をいたしまして、五十三年度前年に比べますと約一割方の削減をいたして取り決めた

結果ということにいたしましたわけでございます。その他、絹糸なり絹製品等についての輸入調整措置、これにつきましては通商産業省の方で所管してやっておられるわけですが、こちらの面につきましても、こういう輸入調整措置の強化をやつていただいております。

なお、中国、韓国という二国間取り決めにやつていきます以外の国、これからの輸入量につきましても、極力削減ということを考えております。これらにつきましては、大体輸入量も全体から見ると一割弱というシェアでございませうので、特に問題はなないと、かように考えておるわけでございませう。

そういう面では、五十四年度につきましては、この秩序ある輸入というのを図るために相当努力したつもりでございませう。

○村沢牧君 局長、局長の答弁を聞いておつても、きわめて楽観的な見方ですね。二国間の協定の輸入については一割程度減らした。あるいはその他の国についても、それほど心配した輸入ではないと言ふ。しかし、需要は二五％減少してあるんですよ。需要が二五％減少して、国内の生産は前年並みとするならば、もっとやっぱり二国間協定においても、これは強力に話をして輸入を削減すべきである。この点についてもう一回質問すると同時に、先ほど私が質問したもう一点の問題は、今後においては、事業団の保有する輸入生糸がなくなるまで、二国間協定であっても輸入はもっと減らすべきである、停止をすべきである。その点についてはどうですか。

○政府委員(二瓶博君) 五十五年度の二国間取り決め、これはこれからの問題でございませうけれども、この取り決めに当たりましては、きわめて糸価も低迷しておる、在庫も多いという、そういうわが国の需給事情を十分勘案しながら、相手国の理解と協力を得まして、双方にとりまして受諾可能なものとなるように、最大限の努力をいたしたというふうにご答弁をしております。

それから、先ほど答弁が落ちまして申しわけご

ございませんが、事業団の在庫が非常に多い、こういう在庫がなくなるまで輸入を停止したらどうか、とめたらどうかというお尋ねでございます。生糸は、先生御案内のとおり、三十七年に自由化をいたしておるわけでございます。貿易の自由化をいたしておるわけでございます。そういう貿易の自由化をいたしておる中にありまして、四十九年の八月から一元輸入という制度を實行いたしておるわけでございます。しかし、これも一元輸入ということでございまして、一元輸入禁止ではないわけでございます。一つの秩序ある輸入を図っていききたいという観点から、一元輸入ということをやっておるわけでございます。したがって、この一元輸入の運用に当たりまして、事業団在庫がなくなるまで輸入を停止するというような一方的な措置をわが国の側からとれるかということになりますれば、これは従来の経緯、国際的な情勢、そういう問題からいたしまして、そういう措置はとれないと考えるわけでございます。したがって、先ほど申し上げました二国間取り決めという面で、極力相手の方にわが国の事情も御納得いただいて、受諾可能な線で妥結をしたい、こういう心がけでございます。

○村沢牧君 どうも局長の答弁を聞いておりまして、五十四年度の輸入が多かった、結果から見ても、二国間協定であっても、そのことについての見解なり反省が一言も述べられておりませんが、それはどうなんですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま申し上げましたように、生糸につきましては、貿易の自由化を行っておるわけでございます。したがって、I・Q品目のように、輸入をどのくらいの枠を出すというような性格のものでないわけでございます。ただ、秩序ある輸入ということをやりますために、四十九年の八月から、日本蚕糸事業団による一元輸入措置というのと取りまして、それによって秩序ある輸入をやっていききたいということでございます。したがって、相手の国の方をいたしましては、当然これは一元輸入であり、一元輸入禁止ではないわけですから、当然どんな買ってもらいたいということになるわけですね。

ただ問題は、どんな買ってもらいたいという、それだけでは困りますので、そこはやはり、中国、韓国というのがわが国の生糸輸入の九割以上を占めておりますので、その二国間とそれぞれ従来の実績もございまして、そういうものを見ながら、わが国の需給事情というものが率直に訴えながら、各年度ごとの数量を取り決めていくというやり方をやっておるわけでございます。したがって、その面は五十四年度は大体一割減という成果をおさめたわけでございます。

ただ問題は、国内のわが国の生糸の需要、こういうものが、景気の変動、その他もございまして、けれども、昨年の場合は、先生おっしゃる通りに、相当落ち込みが激しかったということは事実でございます。そういう面からすれば、総体的には輸入数量といえますものが大きくなっておるといことは総体的な面ではこれは否めないかと思えます。事業団在庫もそういうような関係で、この二月末で国内系も含めて八万九千俵という在庫になっておるといのは、そういう関係からであろうかと思えます。

○村沢牧君 生糸の需給のバランスをとるためには、生糸と同じ影響力を持つ繭糸、絹織物あるいは乾繭の輸入を制限しなければ成果を上げることができないわけなんです。

そこで五十四年度のこれらの輸入を見てまいりますと、繭糸は三万四千四百六十四俵、それから絹織物は生糸換算にして六万五千六百十五俵、合計いたしまして十萬俵以上の輸入をしておるのです。これは国内生産の約四〇〇に近い数字なんです。そこでこれらの輸入に対しては、事前許可制なり、あるいは事前確認制などを行っておるけれども、これは成果を上げたのかどうか、結果から見ても、繭糸、絹織物の輸入が多過ぎて、わが国の蚕糸業に重大な影響を与えていることは皆さん御承知のとおりです。たとえ自由化品目であらうとしても、輸入を削減をするような行政指導をもっと強めなければならぬけれども、今後はどうしていくのか。これは通産省にお聞きをします。

○説明員(村田文男君) まず繭糸につきましては、生糸の一元輸入を補完するために、私ども世界の百四十二カ国を事前許可制の対象にいたしております。同時に、その他の国を事前確認制というところで、世界を輸入のコントロール下に置いておるわけでございます。そういう管理の結果、昨年の輸入量は、先生おっしゃいましたように、三万四千俵でございまして、これは対前年比八五％ということ、一五％の削減と、減少ということになっております。

それから絹織物でございますが、これにつきましては、主要供給国でございまして中国、韓国、この両国との二国間協定をベースに管理いたしております。またあわせて、これを免れるような第三国経由あるいは第三国加工——青竹と言われまして、去年あたり一時騒がれたものでございしますが、こういうものにつきましては、貿易管に基きます事前許可制ということで対処いたしておるわけでございます。また、一昨年来輸入が非常にふえました香港、台湾につきましては、昨年の九月以来事前確認制をしまして、輸入動向を厳重に監視いたしますとともに、両国に目下協定の締結を呼びかけておるところでございます。こういうような措置もございまして、昨年の九月以降は絹織物の輸入は毎月対前年比二〇％から三〇％の減ということになっております。昨年一年をとりまして、面積では——私も輸入管理を面積でやっておりますが、協定も面積でございまして、対前年比五％以上の削減ということになっております。

○村沢牧君 通産省の答弁を聞いたわけですが、しかし、養蚕業を取り巻く現状から見れば、決してその程度の削減ではまだまだ不十分だと思ふんです。今後の行政指導はどういうふうに高めていくんですか。

○説明員(村田文男君) 基本的には、織物について申しますと、協定がベースになっておりますので、先ほど二瓶局長がおっしゃられましたように、国内の需給と相手国の事情等も勘案して、できるだけ国内の需給に影響を与えないような形でやってまいりたいと思っております。繭糸につきましても、同様、そういう形で管理をしてまいりたい、国内需給を十分勘案して管理をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○村沢牧君 大臣にお聞きをしますが、国内の需要が減少して、養蚕家も製糸家も絹織物関係者も大変に苦しくなっているときに、生糸にしても繭糸にしても、あるいは絹織物にしても、あるいはまた乾繭にしても——繭です、非常に輸入が多過ぎる。大臣はこのように思いませんか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 国内の需給関係から見ますと多いという感じはいたしません。

○村沢牧君 大臣も輸入が多いということをお認めになったわけでありまして、わが国の蚕糸業を発展をさしていくためには、この多い輸入を削減をするということが最大の課題だということに私は思ふのです。そのために政府として強力な対策を講じなければならぬわけなんです。

大臣も御承知のように、昨年八月二日に全国の養蚕、製糸、絹織物関係者が千五百人ばかり集まりまして、危機突破全国蚕糸絹業者大会を九段会館で開催した。そのときに大臣は、自民党の繊維対策特別委員長として出席をされて、激励のあいさつを贈っておられる。全文は省略しますが、その一部を紹介いたします。

今、蚕糸、絹業が危機に直面している原因は、外国から絹織物の輸入が急増しているからである。先進諸国は貿易自由化を叫んでいるが、実は農業や軽工業においては輸入規制を実施している。なぜ日本だけが「貿易自由化」の美名のもとに輸入規制ができないのか、日本国内が混乱しているとき、強力な輸入規制は当然である。

私は繊維委員長としてここに思いを新たに

し、思い切った輸入規制が実現できるよう一生懸命努力することをここに誓う。

大衆の前でこういう演説をされておるわけですね。そのときは、大臣はむしろ商工関係の繊維対策特別委員長。あなたは繊維対策特別委員長としてこういう発言をされているのですから、ましてや農林水産大臣になって、これだけ養蚕が苦しいのですから、どうしても大臣、思い切って輸入規制をしていくという措置をとらなければいけません、どうなんですか。

○國務大臣(武蔵重文君) 確かにそういうことを申し上げましていろいろと努力をしてみたいまして、その間においては、生糸の一元輸入だけでなく、絹織物も含めた一元輸入もすべきではないかという点についての議論もいたしました。

しかし、日本の国全体の現在の国際経済社会における立場からいまして、非常にそういう完全な製品、いわゆる工業製品である絹織物について一元化輸入をするというところは、とてもガットの場合と認められないであらうと、こういうことで、それは一応そのまゝの状態を現在なっております。より一層この問題について何とか解決をしたいと思いますけれども、何分、先ほど局長からの答弁もございましたように、自由化してあるものをいま一元輸入という形で、特にこれは一次産品であるという点において生糸はガットの場でも認めておつてくれるわけでございます。そういう気持ちでございますけれども、実際問題、こういう仕組みでやっていくかということになると、本当にむずかしい問題でございます。やはり二国間協定の中国あるいは韓国との間は幸いそういう仕組みになっておりますから、ひとつ五十五年度においては、五十四年度と比べてもっと厳しい姿勢で、厳しいというか、強い姿勢でやはり二国間協定に臨むというのがいまのところ私どもにできる範囲ではなからうかと、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 大臣、農林大臣に就任されたらばか

に弱気な発言になつてしまったんですけれども、きょうも、先ほど申しましたように、大会は開かれているのです。そこで、委員長も行かれるかどうか知りませんが、いろいろな自民党の対策委員長も出るでしょうね。責任と覚悟として大衆の前で言うには、もっと、先行きむずかしいやうなことまで言つてやっぱり国民を安心さしやうなめですね。言つたからには責任を持つてもらわなきゃならぬ。

そこで、大臣も何とかしなければならぬという気持ちを持っておるのですけれども、しかし、行政的立場ではできない。一面には、大臣御承知のとおり、行政の立場ではできないから、議員の方でひとつ何か一元化輸入をとつたような措置をしなければいけないというやうな動きのあることも事実。立法措置と申しますか、そういう場合には大臣はこれに抵抗するのじゃなくて、抵抗はしませんね、大臣は。

○國務大臣(武蔵重文君) 国会の場で議員の皆様方が御議論をいたしたい、そして与野党を通じてこの法律を通そうと、こういうことになってまいりましたときに、私がそれに対して反対をするというやうなことができないことはこれは当然だと私は思っております。

○村沢牧君 そこで、繭の値段は生糸の市場価格を基準として決められる、御承知のとおりだと思ふんです。この基準となる市場価格を決める主要な資料として、需給関係と在庫量をあらわしている「繊維統計速報」というのがあつてあります。この資料は、生糸の価格を決めるにきつて重要な資料なんです。この統計資料をつくらせているのは通産省なんですけれども、実は五十三年度の一月から五十四年度の十一月までの間に、二カ年にわたつてこの資料に対して重大な誤りを犯している。一例を申し上げます。五十四年の十一月の絹織物の在庫は、実際は八千三百四十四万七千七百七十七俵と、この資料では一億三千四百四十四万七千七百七十七俵と、これは絹の資料を出しているのです。しかも、これは絹

織物だけでなく、絹織物あるいは毛織物全部について、五十三年度一月から十一月まで全部数字が違つていて、通産省の調査統計部長ですか、お見えになっていられるというふうに思いますが、この事実はお認めになりますか。

○説明員(渡辺全佑君) 御指摘のとおりでございます。

○村沢牧君 そこで、通産省はことしの二月十五日、いま申しましたように、五十三年度一月から五十四年度十一月に至る数字について修正をすることにした。このように長期にわたる数値に誤りがあったことについて深くおわびをしますという文書を出しているのです。

生糸の実勢価格や繭値が低かつたということ、在庫が非常に多い。それも先ほど来指摘をされていることなんです。この在庫を示す政府の資料が違つておつたということは重大な問題なんです。この数字が糸価に与えた影響は大きいんです。そこで単に、間違つておりましたから謹んでおわびをしますなという、そんなことで済まされる問題ではない。またこの文書によれば、この間違ひは卸売業者の報告ミスなんだと言つて、責任を卸売業者に転嫁をしている。政府の統計が二年間も間違つておつて、さかのぼつて訂正をしたというこの責任は、統計法上から見てもどういふふうに考えるか。いかなる措置をとつたのですか。

○説明員(渡辺全佑君) お答えをいたします。ただいま先生が御指摘のとおり、十二月分の「繊維統計速報」の保有者別の在庫の数字を発表いたしました。十一月からさかのぼりましては、二年度の数字が誤つておるのを発見いたしましたので、これを訂正をした次第でございます。

訂正発表に至りました経緯をいたしましては、流通統計の関係の数字がどうも在庫の実態に適合しないのではないかというやうな問い合わせ等がありましたこととあり、これを機に、本省のサイドにおきまして、公表済みの数字につきまして、各申告義務事業所の個票を早急に全部チェックを

いたしたわけでございます。そしてあらゆる角度から検討を加へまして、今回発見をいたし、公表に踏み切つた、こういう次第でございます。

先生御指摘の統計法上の責任でございますが、これにつきましては、御承知のように統計法十九条に罰則がございまして、一つは、申告義務者が虚偽の申告をした場合、それから指定統計の調査の事務に従事する者がその結果を正に真実に反するものたるしる行為をした場合、所要の罰則が規定をされておるわけでございます。本件についての原因は、一部の申告義務者を持つております事業者が、この期間、私どもではけたずけと呼んでおりますが、千平方メートルの単位で書いていたというものをこれを無視をいたしまして、千平方メートル以下の三けたの数字まで、この二年間、当該申告票のすべての欄にわたつてけたずけをして書いておつた、これが原因なわけでございます。そういうことによりまして、関係の業者の者が絹、絹織物のみならず、一部、数字は微細でございますが、絹、毛関係も扱つておることからこのやうな訂正になった次第でございます。

先ほどの責任の問題でございますが、法律上の問題といたしましては、私も法務省の方にも見解につきまして問い合わせを申し上げたわけでございますが、先ほどの各条文につきましては、いづれも故意を要するというところでございます。本件の場合、いま御説明を申し上げましたように、調査をしましたすべての期間にわたつて、申告義務者がけたずけの起しをしておりますので、積極的に故意の数字を申告をするというふうには認められないと、かように考えておる次第でございます。統計の作成につきましては、申告義務者に始まりまして、最終的には私どもの調査統計部でこれを審査、集計をして公表するわけでございますが、その過程におきまして、いわゆる審査につきましての数字を曲げるという故意もこれまた存在しないわけでございます。そういうことで、これはいま先生のお尋ねございました法律上の責任

ということには問題があるかと、このように結論を出してある次第でございます。

しかしながら、先ほどから先生のるるの御質問のとおり、その社会的影響は決して小さくないわけでございます。私も正しい数字を常に世の中に供給をするという立場からしまして、これはまことに今回の件につきましては遺憾なこと、このように存じておるわけでございます。事態の発見、発生と同時に、私も内部的には直ちにその経緯を徹し、上司にも報告を行ったところでございます。この件につきましては、そういう経緯を踏まえまして、私も通産大臣を初め関係上司から、私調査統計部長以下関係者が厳重な注意を受けております。またそれと同時に、このような問題が二度と発生することがありませんようにして、本統計調査を初めすべての統計調査につきまして、総点検を行うとともに、事故の再発防止対策を厳重に講じ、万全を期するということで命令を受けておる次第でございます。また、この統計は指定統計でございますので、道府県に集計等を願っている関係もございまして、そういう意味合いにおきまして、私も関係の道府県に對して、これに即ちその関係の部局を呼び出して、二度とこのような問題が発生することのないよう再発防止に万全を期せられるよう注意をし、指示を申し上げたわけでございます。

また、関係の事業所でございますから、そういうことでございまして法律上の責めを問うわけにはまいらないと存じておりますが、やはり原因の大部分もございまして、関係事業所に対しては、関係都道府県を通じて厳重に注意を行うとともに、二度とかような報告ミスを行わないように指示をした次第でございます。

○村沢牧君 いずれにしても在庫が一億立米あるところで二千万立米のミスがあったということは非常に大きな問題ですよ。こんな重大な問題を、

業者が悪かったとか、都道府県が悪かった、そんなことで済まされる問題ではないんだ。通産省、あなたみずから問題ですよ。

そこで農林水産大臣に要請しておきますが、このようなミスを通産省では犯しているんですよ。今後再びこのようなミスのないよう、あなたは閣僚として通産大臣に強く要請してもらいたいんですが、どうですか。

○國務大臣(武蔵野文君) この問題については、通産省がすでに遺憾の意を表明して、私もその方にも連絡をしておきますけれども、いま先生の御指摘でございますから、今後、そのときも私もの方からは、こういうことは決して二度と起きないようにというところは念を押してございませう。念を押してございませうが、せっかくのお話でございますので、もう一度念を押させていただきます。

○村沢牧君 次に進みますが、蚕糸業の振興を図っていくためには、先ほど来申し上げておりますように、需給の均衡を図るとともに、同時に採算を償う価格が保証されなければならないわけなんです。ことしの基準系価決定も今月中に行われるわけでありまして、全養蚕を初め全国の養蚕団体は、ことしは五十五年は基準系価を一萬五千五百円、基準繭価二千三百円以上を統一要求としており、私も長野県なんかでは、実勢繭価を二千五百円以上にしてもらいたいという要求をしておるんです。こうした運動は全国的に大きく盛り上がりつつあるわけでありまして、特にことしは、蚕糸業の将来をひとつの正念場であるというふうに思っています。最近における労賃だとか燃料、その他の資材費の高騰から見れば、これらの要求は当然であり、むしろ控え目過ぎるというふうには私は思いません。私も日本社会党も、蚕糸対策特別委員会を設置して、これらの運動に積極的に支援をし、取り組んでおるところであります。農林水産省はこの要求を素直に受けて、これにこたえるような措置を講ずべきだ。これから作業を進めていくというふうに思っ

んですけれども、今年の系価決定についてどういう見解を持っているんですか。

○政府委員(二瓶博君) 五十五年系年度に適用いたします基準系価等の行政価格でございますけれども、これにつきましては今月末に決定をしなければならぬものでございまして、ただいまのところはその算定のための資料等の収集をやっております段階でございます。いずれにいたしまして、蚕糸業振興審議会繭糸価格部会の意見を聞いた上で、今月末までに繭糸価格安定法に基づきまして適正に決定をしたいと思います、かように考えております。

○村沢牧君 基準系価並びに繭糸は今月中に決定されるわけでありまして、私はその算定方法に問題があるというふうに思うのであります。昨年も指摘したんですけれども、農林水産省の統計情報部の繭の生産費と皆さんが決定をする安定法適用の繭の生産費との間には大きな開きがあるんです。すなわち、基準系価もあるいは基準繭価も統計情報部の生産費よりも低く抑えられている。たとえば、五十四年度を例にとってみれば、一キロ当たりの繭の生産費は、統計情報部の資料によれば二千六百七十二円であるけれども、これを安定法上では八三・九%に抑えて二千二百四十一円六十九銭というふうな生産費をはき出しておる。したがって、基準繭価も二千二百十二円であって、統計情報部の生産費から見ればこれは七九%程度になっておるんです。系価だとか繭価というのは、実勢に即した数値をもつて計算をして、しかもその再生産が可能なる水準にするようにしなければならぬけれども、統計情報部の算定方法にも問題はあります、そのことは後ほど指摘をいたしますけれども、統計情報部の資料をなぜこんな修正するんですか。農林水産省内部におけるこの情報の諸般を皆さんがなぜ信用してそのまま適用しないんですか。

○政府委員(二瓶博君) 基準系価につきましては、先生御案内のとおり、繭糸価格安定法、これにおきまして、生産条件、需給事情その他の経済事情を参酌して決めるという角度になっておるわけでございます。その際に、ただいま先生からお話ございましたように、生産条件ということにおいてその生産費というものが非常に大きなファクターをなしておりますとともに、その他需給事情その他の経済事情も参酌するというような角度で、五十五年の基準系価等についてもその線に即してやっております。

ただいまのお尋ねは、そういうことで算定をいたしました際の上繭一キログラム当たりの生産費、これにつきまして、統計情報部で公表しておりますもの、それに対して実際に行政価格を決めるその際に適用したものと乖離があると、さらに基準繭価というようなものとの間に乖離がある、これはどういうわけかということでございますけれども、これは統計の方で公表しましたものから蚕糸業審議会の専門調査委員会等で検討していただいた、すでにルーラル化している算定のやり方がございまして、それをもって、まず統計情報部で公表したこの生の生産費、こういうものをさらに組みかえをいたします。そして、その上に立ちまして物価修正等もやりまして適用生産費というものをばいってございまして、その際には、物価修正のほかに、土地生産性の問題なりあるいは労働生産性の面で調整をするというふうなこともやりまして適用生産費を決めておるということでございます。

いずれにいたしまして、蚕糸をめぐる情勢がわめて厳しいという関係からいたしまして、需給事情その他の経済事情の参酌ということで、結果的にはただいま先生からお話ございましたような適用生産費、基準系価の水準に相なっております、こういうことでございまして。

○村沢牧君 局長、統計情報部の資料を経済情勢を勘案して組みかえて皆さん方は決定すると、そういうお話あったわけでありまして、そこで一つ質問し、要請をしておきますけれども、統計情報部の繭の生産費の資料は、ことしの場合でいけば五十四年十月より五十五年の十月までの一年間の

ものだ。その後、経済情勢は大変に違ってきておるんですね。特に、最近石油を初めとして、近くは電力・ガス料金等、いろいろなものが上がっている。そうするならば、組みかえ修正をするのなら、この場合、去年の十一月以降今日に至るまでそれをさらに加味すべきものである。しかも、薪をつくるというのはこの五月以降です。その一年間の事情を思えば、そういう面には、いい面に組みかえしなくて、あなたたちは減らす方の組みかえをしているんだ。どうです、これ。

○政府委員(二瓶博君) 五十四生糸年度に適用します基準糸価の算定に当たりましては、物価修正というものもやりました。それで今度、このたび五十五生糸年度に適用する基準糸価、これを今月いっぱい決めるくちやならぬわけでございますけれども、その際に物価修正というものをやるかどうかということにつきましては、これは先ほど申し上げましたように、関係資料収集中ということで、現段階では確たることは申し上げるわけにいかぬわけでございますけれども、ただ、従来の例等も考えますと、調査期間がたていま先生からお話ございました線でございますけれども、それ以下の十一月から一月といえますか、直近三カ月の平均の物価水準に修正をするということも過去にやりました例もございます。そういうことも念頭に置いてさらに検討を深めたいと、かように考えております。

○村沢牧君 そこで、特に農林水産省で修正をする問題点として労働費があるんですね。労働費は御承知のとおり繭生産の六〇%を占めているんです。これを昨年の例で見ると、これもまた統計情報部の資料は圧縮されている。統計情報部は一キロ当たり繭を生産するについて二・三六時間というふうに出しておるんですね。皆さんはこれを修正して、一・九二五時間というふうに圧縮しておるんですね。これはなぜ圧縮するんですか、一番大きなウエートを占める労働費を。

○政府委員(二瓶博君) 五十四年度の基準糸価の算定の際に、ただいま先生お話ししました労働時間の修正をいたしております。これの基本的な考え方としては、先ほど申し上げました需給事情その他の経済事情を勘案してというその立場に立ちまして、現在の厳しい需給情勢等を背景にいたしまして、このような算定をいたしたわけでございます。これにつきましてもはるる具体的なものはきき方があるわけではございませんが、これはや技術的な話になりますので省略をいたしますけれども、背景をいたしましては、そういう面で労働生産性の向上が何とていっても急務である、それを一層価格の面からも進めていきたいという、インセンティブを与えるという趣旨からこのような措置を講じた次第でございます。

○村沢牧君 大臣、この糸価、繭価は最終的に大臣のところで決定するというふうに思うんですけれども、私は先ほど来需給関係なりあるいはまた価格決定の問題点について指摘をしたんですけれども、いまお聞きのとおり、統計情報部の資料についても、きょうは時間ありませんから申し上げませんけれども、実態に即さないものがある。これは農業団体から要求しているから御承知のとおりだと思うんですけれども、これをさらに修正をする。別な言い方をすれば、基準糸価、繭価なんというものは最低をもう決めておいて、それに合わせるように逆算していろいろな数値を使つて合っているんです。いままでの例から言え、こんなことがあつちやいけないんです。それで、せっかく武蔵大臣就任されておりますから、ことしあたり、思い切つてやっぱり養蚕を振興させるという立場に立つて、いままでの繭価、糸価のとり方についても再検討を加えていく。再生産が償うような措置を講じてもらいたいし、講ずべきだということに思うのですが、大臣の見解をひとつ聞きたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先ほど局長が答弁をいたしましたように、三月末に審議会の意見を聞いた上で私どもの方で適正に決めるということになっておりますが、繭糸価格安定法にもござい

ように、生産条件というものを見なきゃいかぬことは当然でございます。そのとり方という問題でいま御議論なさつていただいているわけでございますけれども、しかし、一方需給関係というものも見なきゃいけないということも書いてあるわけでございます。私もその辺を十分にらみ合わせながらひとつ適正な価格を決めていきたい、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 最後に、時間が参りましたから、一問だけ伺つて私の質問を終わりますけれども、大臣に要請しておきますが、適正な価格という非常にいい発言ですけれども、しかし、やっぱり養蚕を振興する、意欲を持たせるといふ立場に立つて価格を決めていく前向きな姿勢をぜひ大臣あらわしてください。

そこで、最後に一点だけお聞きをするんですけれども、水田の大幅減反に伴つて、その転作物として桑も奨励しているんですね。ところが、この桑園に對しての助成期間、奨励金の助成期間は三年ということになっている。この桑は蚕のえさなんです。えさだとなれば、ほかの飼料作物と同じような取り扱いをしていいし、永年作物とするならば五年以上にすべきだと思うんですが、これも長く要求しているんですけれどもなかなか明かれない。一体こういうことについては前向きに検討しているんですか、あるいはまたどういふふうに考えているんですか。

○政府委員(二瓶博君) 桑等の永年性作物の転作奨励補助金につきましては、一応交付期間というものを限っております。果樹等が五年、桑が三年というように決めてございます。で、これは従来水田利用再編対策という五十三年度からスタートした対策以前にも、これに似たような対策が、生産調整的な対策があつたわけでございますが、その従来の対策と同じ期間を交付対象期間というふうにいたしておるわけでございます。考え方をいたしましては、永年作物につきましては育成期間が必要であると、しかも、その育成

期間中は育成のための費用も相当かかるということがあるわけでございます。その反面、また成園となりますれば、これは相当の収益が期待でき、しかも、定着性も高いというふうな実情にかんがみまして、奨励補助金の水準を高くする。現在も一般作物は四万円口でございますが、永年性作物はいわば五万五千円口ということで奨励金の水準を高くする、その一方対象期間を限定をする。成園になりまして相当の収益が上がる、それまでの間にということで期限を切りまして、対象期間を限定するというようにいたしておるわけでございます。

したがしまして、ただいま先生から、この期間をさらに延長するというような角度で検討をしておるようだがその辺はどうかということにつきましては、さらに延長するということにつきましては非常に困難であると、かように考えるわけでございます。

○村沢牧君 局長の答弁を聞いて満足ではありませんけれども、時間が参りましたから、その問題はまた後日に譲つて質問を終わります。

○委員長(青井政義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時三十四分開会

○委員長(青井政義君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十五年度農林水産関係の施策及び予算に関する件を議題として質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○下田京子君 大臣所信に對して前半ありましたけれども、後半部分、いま非常にもう農家の皆さんの頭を痛めておりますが、五十三万五千ヘクタールのいわゆる水田利用再編に絡んで、転作物は何をつくつた方がいいのかというふうなことで、い

よいよう農作業開始というところで頭を痛め苦
勞をされておることは大臣も御承知だと思つので
す。

その点で尋ねたいわけなんですけれども、
この米の生産調整も、四十四年からありますが、
本格的に実施されてきたのは四十六年かと思いま
す。五十五年まで、来年度まで入れますと実に
十年間になるわけなんです。十年間かかって本
年にそれじゃこの米の過剰問題はどうかつこ
うなっているんだらうかというのを改めてさ
かのぼって考えてみたい。その点でひとつ、奨
励金、補助金などのぐらゐ使われているか、農林
水産省にお尋ねしましたところ、およそ一兆七
億円だと聞きました。それからまた、それらに
係しての事業費ですね、いろいろ事業予算の
方、名目等も変わっているけれども、大まかに
言つて約一兆二千万円になるだらう、こういう
お話を。そうしますと、合計三兆円という財源を
費して、米過剰問題、いわゆる過剰問題を営々と
考えてきたわけなんです。しかし、さきに申し
ましたように、ますます事態は深刻です。農家の
人は、本当に何をつくつたらいいのかって頭を痛
めておられます。

最初にお尋ねしたいんですけれども、昭和四十
六年から開始された稲作転換対策のときには、米
からの転作物物について一定の制限等ございま
したでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 四十六年度から五十年
度の間、米生産調整稲作転換対策というのをやり
ましたが、この際、転作物対象物につきまして対
象外としたものは、五十年に新植の温州ミカン、
これにつきまして対象外にしたというのが一つあ
るだけでございます。それから、面積を制限した
ものは特にございません。

○下田京子君 そうしますと、この稲作転換事業
のときに初めて五十年に温州ミカンの制限が入
つてきた。五十年から五十二年のあの水田総合利
用対策事業のときにはどうだったでしょうか。対
象作物と、また面積制限等ございましたら……。

○政府委員(二瓶博君) 水田総合利用対策、五十
一年、五十二年の二カ年でございしますが、対象外
としたものは温州ミカン、ブドウ、桜桃、パイナ
ップル及び茶が一つございします。それからもう一
つのグループといたしまして、でん粉及びアルコ
ール原料用のカンショ及びバレイショ、生食用以
外のでん粉と、アルコール用としてのカンショ及
びバレイショはこれは対象外ということにいたし
ました。

それから、面積を制限したものといつたしまして
は、一つはコンニャクでございします。それから
一つは小豆、北海道の小豆でございします。以上
でございます。

○下田京子君 五十三年から始まりました水田
利用再編対策においてはどうかつておりますでし
ょうか。

○政府委員(二瓶博君) 水田利用再編対策におき
ましては、ただいま水田総合利用対策で申し上げ
ました対象外としたもの、面積を制限したもの、
これと同様でございますが、ただ、一つ新しく追
加をいたしましたのは、対象外という中で晩柑類。新
たに水田総合利用対策のときよりも追加をしたと
いうのが晩柑類だけでございします。

○下田京子君 それは五十五年以降も変わりがな
いでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) 五十五年度は一期三年目
でございますので、これはこのままで考えており
ます。五十六年度から第二期が始まりますけれど
も、これにつきましては、全体の仕組みなり等に
つきましてさらにこれから検討をしていくわけで
ございします。こういう対象外とするもの、あ
るいは面積を制限するもの等につきましても見直
しを行い、さらに最近の需給情勢等も見て検討を
したい、こう思つておるわけでございします。

○下田京子君 五十五年度は変えないでやってい
きたいということなんです、どうなんです、野
菜の方を私見したら、五十三年に農園芸局長
とそれから食品流通局長が出した通達によりま
す、水田利用再編対策における野菜への転作物

推進について、このところどう書いてい
るんです。最近における野菜の需給事情にかん
がみ、転作物により野菜を導入する場合には、野菜
の地域的、時期的需給動向に十分配慮し、導入す
る野菜の種類及び作型について十分検討するこ
と。と、こう言つてました。ところが、いま五十
五年も変わりが言われたいんですけれども、
これは地方農政局あるいは沖繩総合事務局、
北海道知事あてに食品流通局長名でお出しにな
つてゐる。昭和五十五年五年度における転作物を含む野
菜作付けに関する指導について、その中には、
「野菜への転作物面積を全体として現行の水
準以上を増大させないよう指導すること。なお、地域の
実情等からやむを得ず転作物の増加が避けられ
ない場合にあつても、さきに述べたように野菜の作
付面積全体を現行の水準以上に増大させない
こと」云々というんです。つまり、指導通達だ
と云えばそれまででしようけれども、これも制限
じゃないでしようか。

そういう点で、これ大臣にお尋ねしたいのは、
どんどんどんどんやうつて制限されてきてい
るんです。本当に何をつくつたらいいのかとい
うことについてどうお考えでしようか。

○国務大臣(武蔵野君) いま転作物奨励金でも二
つありまして、特定作物という形で五万五千円、
これは麦、大豆、それから飼料作物等と云うな
つてゐるわけですが、いま農政審議会にもお願いを
いたしておりますけれども、私も長期的な将来
の農業生産の再編成というか、やはり自給力を高
めていくにはどういふものをひとつ考えていくべ
きなのか、どういふものについてある程度生産
を抑制しきみを持つていくべきなのか、そういう点
において六十五年を一つのめどとして長期的な需
給の見通しを立ててもらおうと、こういうことで
お願いをしておるわけでございまして、その中
でも、私も試算を出しましたときにも、麦、大
豆、飼料作物というものはこれは今後とも自給力
を高めていかなきゃならないものとして試算も出

してあるわけでございします。そういうものをおつ
くりをいただけるならば、これは必ず間違いなく
その後余剰になることはない、こういう判断で
おるわけでございします。

またいま一つは、各県各県のそれぞれ事情によ
りまして、特にその特性を生かした花卉、種苗、
その他のものを御検討いただいております。そ
ういふものも転作物奨励金の中で考えようとい
うシステムになっておるわけでございします。いろ
ろとそれぞれ地域の特性に応じたものをお考えであ
るようでございします。これはまあ全国的というわ
けにはまいりませんけれども、そういうものも転
作物としてつくつていただければ、決して
これも過剰きみになるといふことはあり得ない
ではないか、こう考えておるわけでございします。

○下田京子君 大臣は、麦、大豆、飼料作物等は
幾らつくつたつて心配ないからつくつていただき
ますよと、それから、まあ地域特産物のようなも
のを考えてもらつてゐる、まあ具体的目標等につ
いては農政審議会の方にかけているんだとい
うことですね。これいつも大臣がずっとこの期間お話
しになってゐることだと思つてゐる。そしてま
た所信の中でも、いまお述べになつたような趣旨
のことを言われております。つまり、地域の特性
に応じて、農業者の創意と自主性を生かして需給
の動向を見て考えてもらいたい、こう言つてい
るわけなんです。

だけれど大臣、五十五年度の問題はもう始まる
んです、農業、作付が。そういう中で、もう五十
六年のことも農家の人たちは心配しているわけな
んです。一方で、農政審議会でも検討中ですから
まあしばらくお待ちくださいというのを繰り返
し言われております。ここに對しても農家の皆
さんは大変不安と怒りを持っています。それ
れから同時に、地域特産といふべきけれども、さ
ういふものは大臣も御存じだと思つてゐる。先
ほどの話にもありましたけれども、私のところの
福島県はたばこで日本一なんです。でも、このた
ばこについても五十三年から面積制限が入りまし

て、お米のようじゃありませんけれども減反にな
ってきているんです。コンニャクはどうかとい
うと、群馬に次いで第二位なんですけれども、こ
れとてきのお話のようにも面積制限があるん
です。その上また最近では、熊本の方で地域特産物
と言われるようなイグサですね。これは今後も転
作物として認めるよと言っているけれども、も
う新聞等で騒がれているように、自主廃棄なん
というのをしなきゃならなかったんです。そ
うしていきますと、その上に今度残るは畜産で
すが、御承知のように、酪農をこらへただけ
わかると思っています。乳牛の淘汰問題が出てお
ります。豚はどうでしょう。種豚の屠殺問題も出て
るんです。本当に何をつくったらいいかという
がみんなの声なんです。これはまさに創意と工
夫あるいは需給を見て言ったって、逆に言
えば政府は非常に無責任じゃないかなというの
が率直な意見なんです。

これ、私の住んでおります福島県の苦勞話を
ちょっと聞いていただきたいんですが、ちょうど十
年前に、四十五年当時に、何をつくろうかとい
う相談して、これなら大丈夫じゃないかって始
まったのにエリザベスメモロンがあったんです。
二・五ヘクタール。三年でだめになっちゃった。
それから、ことしちょうど十年になるわけなん
です。五十四年に、今度はハウスメモロンを二・五
ヘクタール入れた。でもこれとて、あっちへ行
ってもこっちへ行ってもその話を聞くんでどうなる
んだらうかと、やっぱり心配している。何をつ
くたらいいか聞きましたら、改良普及所ではリン
ゴをつくれと、こう言っている。大臣、大丈夫
でしょうか。農家の人は改良普及所がリンゴをつ
くれと言っても、これはミカンの二の舞になるん
じゃないかと、そう心配しているんです。高収益
性だということでアスパラやなんかつくったりも
しているんですが、とにかく定着しないんです。
それで会津坂下町というところと湯川村の例な
んですが、もう坂下町というところは見通しがな
かなか持てないということで、この際だからもう

本当に転作面積、もう通年施行分を除いても五十
四年度だけで百九十九ヘクタールになるんです
ね。それで奨励金が高い、何とかということで収
益も上げなきゃならないということで特定作物を
いろいろ奨励した。全体で、転作面積の中で特定
作物の比率は七四・四、五十四年度の場合です。
五十五年度は面積そのものが約四六・八%ふえた
んです。この町では、全体で三百二十九ヘクタ
ール。そこでいろいろ考えなければ、やっぱりな
いということで、これまた特定作物やろうと、全
体の中で八三%が計画されております。しかし、
問題はその収益性が議論になっております。すな
わち、これを裏づけるような話がお隣の湯川村とい
うところで実証されている。村役場の産業課の方
が、いろいろと作物別に所得がどのくらい上がる
かということと計算されている。村単独で
も奨励金をつけたらいろいろな苦勞もさされてい
る。で、大豆の場合を例にとってお話ししたいわ
けなんです。大豆の場合、この産業課の計算上の話で
すと、四俵は大丈夫だろう、二百四十キログラム
とれると仮定して、国の補助金をもらって、村の
六千円の補助金をプラスしますと十ヘクタール
でおよそ一十一万六千八百四十円になる。これ
でも、お米に比べますと、この地域はササニシキ
が大変とれる、米単作地帯と言えようなまきに
山が全然ないところなんです。そういうところ
で、ササニシキが平均でも十一俵とれるんです。
そこではですから、実際に十ヘクタール当たり
も十四万五千六百五十九円という収益になるん
で、単純に比較しても約三万円、特定作物とい
えどもこれは減収になると、こういう実態なん
です。

これは計算ですよ。実際にはこれとしくって
てどうだったかといったらもう本当に驚きまし
た。大豆の作付は七百二十九ヘクタール、実際の販売
数量が何とわず九俵で五百四十キログラム。販
売金額は、計算すれば御承知のように三万八千
円。十ヘクタール当たりの素収入が何と五百二十
円。こういう実情で、まさに緊急避難として奨励

金を当てに仕方なく、目標はとにかくどんと来
るんですよ。水田総合利用のときには二十一万
五千ヘクタールだったのが、これが再編対策にな
ったら三十九万一千ヘクタール。三年間は変えま
せんとおっしゃるのに、一時的に約束を破っちゃ
って、もうその三年目から五十三万五千ヘクタ
ール、実に四国、九州にも匹敵するような面積。
それはもう全国で、どうぞ皆さん御相談されてく
ださい、創意と工夫を発揮しておやりください。
こう言っている中で、何とも仕方なくって以上
のような結果が出てきているんです。

大臣、こういう実例をお聞きいただいて、いま
言いました大豆も含めた特定作物、緊急避難じゃ
なくて、本当に定着していくような方向というの
はどういう形で進めていくという御決意なの
か、まず聞きたいと思っております。

○国務大臣(武蔵野文君) たとえば小麦を例にと
りますと、いまでも相当転作奨励をしてやってい
ただいておりまして、まだ五、六百万トン毎年
買っているわけでありまして、そういうもの
は、もし小麦に転作していただければ、少なくとも
もそれだけは問題なく買っているわけですから、
その分が買わなくて済むということになるわけで
ございまして、そういうものはほとんど転作し
ていただいて、私どもは決して余るというよう
なことはなり得ない、こう思っているわけござ
います。

これは一つの例でございしますが、先ほど
来いろいろ例をお引きでございしますが、やはりそ
の物によっては、常に需要供給という関係でこれ
はできてくるわけですから、消費がそんなにない
ものをみんながわつとまたつくっちゃえば、これ
は当然余ってくるわけでありまして、その辺のこ
ころは、私どもでもできるだけ指導して、いかにき
やならないと思いますが、残念ながら、私どもは計
画経済のたまえをとっておりません。農業は普
通の経済よりはる程度計画経済の考え方も多少
取り入れておられますけれども、完全な計画経済じ
やございせんから、どうしても農家の方のお気

持ちを私ども尊重しなきゃならないわけござい
まして、だから、一つの目標だけは私ども立てま
すけれども、あとはある程度農家の方の一つは判
断、まあこれは特に私ども農業団体にもいろいろ
をよく指導していただきたいということをお願い
をしておりますけれども、そういう、やはり私ど
もの一つの目標と、その中でどうやっていくか
というの、ある程度主体性を持っておやりをい
だしているわけございまして、だから、われわれの方
では、それじゃこれだけは、だからこの地域は
これだけつくりなさい、あなたのところはこれだ
けつくりなさいとまでなかなかいかないところが
非常にむずかしい問題じゃなかろうかと、こう思
っているわけございまして、たとえば、
いま小麦の例を私は取り上げましたが、そういう
ものであれば相当全国的に、これは麦のどれな
い、特に非常に湿田のところなんかはなかなか小
麦がとれないと思えますけれども、それ以外のと
ころでできるだけ小麦をおつくりいただければ、
現に六百万トンぐらゐ毎年買っているわけござ
いますから、それだけの自給力が高まれば大変結
構なことございまして、そういうことをおや
りいただければ私どもは大変ありがたい。それ
だからこそ、それは特に高い、特定作物として奨
励金も出して、こういうことだと御理解を
いただきたいわけございまして。

○下田京子君 ある一定の目標と、それから特定
作物に、ほとんど需給の動向を心配なくつくって
もらえ、そういうために高い奨励金もつけてい
るといってお話ですね、大臣。現在はまさにそう
なんですけれども、農家の人たちが心配しているの
は、財政的な点でのかなり大蔵サイドからの締め
つけも大きいわけですね。
お尋ねしたいんですけれども、財政審議会の報
告、この中には、「転作等にかかる単位面積当た
りの財政負担は米を売買する場合のそれを上回
り、一部の作物では過剰米処理に伴う発生損失に
も匹敵するものとなっております」と、いろいろ指
摘されているのは御存じだと思います、もちろ

蔵大臣と両方からお答えをいたしておるわけでございませう。私は、予算委員会でもお答えをいたしましたのは、とにかく農林水産省の立場からいけば、いまこの水田利用再編対策というのは、必ずしも米の生産を抑えていただきたいということだけではなくて、いま申し上げておりますように、小麦について——ちょっと後で私正確な数字を申し上げますが、先ほど五、六百万トンと言っておりましたが、正確には五十三年度五百六十六万二

程度や、ばりコストを下げることもやっていかなきゃいかぬ。そのためには、土地利用型の農業は経営規模の拡大を図っていただきたいと、こういうことをお願いしているわけで、そういう努力も農民の方にもお願いしよう。そうして、コストを下げないように努力はしていただかなければならぬけれども、しかし、米の収益性と考えると、非常に低い形で転作奨励金を出していたってこれはやっていただけないから、それはある程

これじゃもう伸び率ゼロと言ったって同じような状態なんです。一方で、一般作物等、管理転作、土地改良通年施行、これが八三・二％の伸びになろうっているんです。大臣は、それは今後本当にもう特定作物を伸ばしていくんだとおっしゃっているけれども、五十五年度の予算要求のときにやられれたんだと思うんです。それがこのぐらいしか昇算水ていないんです。これじゃまるで、本当に農林水産省としては大蔵に對してきちんと財政問題も含

で、それじゃ農家もその気持ちになってやっていただけたというときには、それじゃ財政措置はしていないじゃないかというお話かと思うんでございますけれども、これは私どもはそういう点は転作奨励金はこういう形でやりますと、こう言っておる以上は、もしそういうことで予算的に十分でないものが出てくれば、当然財政当局と話し合つて財政措置は将来していかなければならないと。こう私は考えております。

術的な問題しかないと思ふのです。根本的な問題

だと思ふのです。大臣、そこをきちんと据えていただきたいと思うのです。

六十五年の見直し問題についても、これは当初の六十年見直しから比べたら非常に後退しているという点の議論はまた後ほどやりたいと思うのですけれども、あわせて最後に一つ。こういう姿勢をやっぱり、指導するしないは別として末端では敏感に感じているのです。

これは岩手県の花巻市なんですけれども、市農協とそれから農業改良普及所が一体になりまして資料を提示しているのです。その中で、転作にいま推奨している麦、大豆等々について何となくことを言っているかというところ、こう言っているのです。「わが国の小麦、大豆の自給率は、四〇、三〇と食糧でもっとも低く、国においては、水田利用再編対策事業で、特定作物に指定し、奨励金を加算し、作付を奨励しています。しかし、現在の技術水準、土地条件、価格では、稲作に匹敵する高収益性が確保できる作物としては、多くの問題があり、広く、安全に普及推進するためには、まだまだ多くの課題があります。具体的にこう言っています。「流通面においても、生産量が多くなれば、麦は食費赤字（五十三年四百八十七億、大豆は「大豆なたね交付金暫定措置法」による交付金（五十二年十億）の増大となり、第二の「米」として、クロースアップされる心配がある。米）として、長期の展望にたってみれば、大面積の定着の安定性は低くなり、産地化できる作物として、位置づけがむずかしい、はつきりこう言っておる。しかし当面は所得の向上という点から生産拡大に努めなければならぬ、と。どうです、こういう受け方をしているわけなんです。

ですから、私はここで聞きたいのは、まず大蔵に、農林水産省のいろいろお話があると思うのですけれども、よく大臣が言っているような立場からこれはもう作業を進めていただきたい、こう思うわけです。そういう立場から、大臣、ぜひ五十六年度も、さっきお述べになったような立場で奨励金あるいはいろいろの諸条件の整備等も含めて

水田利用再編の目的に沿うようにこれを定着させていきたいと思います、その決意を聞きたいと思うのです。

○説明員（的場順三君） 農政上の水田利用再編対策というものが大問題であり、かつまた日本の農政が非常に大事なものであるということには十分に承知をいたしておりますし、農林水産省と十分に話し合っております。ただ、私どもの立場から申しますと、歳出の節減合理化というのはこれまた別の意味での至上命令でございます。その辺も含めまして来年度以降真剣に検討いたします。

○国務大臣（武蔵野文君） 先ほど申し上げておりますように、私もこれはこれからの日本の農業のあり方としてはやはり必要のあるものをつくっていくかなければいかぬわけでございます。そういう意味においては、小麦だとか大豆というのは、今後とも相当国内でつくっていただいても十分それに對しては需要がある、こういう判断をお願いしておるわけでございます。そこで、それではコストの面その他でもって非常に問題があるのではなにか、いまの話でまた第二の食糧になるのか、いろいろお話がございしますが、そういうこともあるものでございしますから、当面は私もできる限り米の収益性との関連において転作奨励金を確保するように財政当局とやっておりますが、将来の問題としては、農家の方もコストを安くする。安くすれば結果的にはそういう転作奨励金がなくなつて自分の方で収益が上がるわけでございますから、そういう意味において私も、できるだけコストを安くするために、どうしても土地利型型の農業というものは経営の規模を拡大していただかなければいけない、こういうことも一方においてお願いをしていきたいと思つておるわけでございます。

○下田京子君 経営上の問題、コストを下げる問題というのはまた別な問題でいろいろとお尋ねもしたいわけです。これは一面で道理のあることですが、私が聞いていることは、大臣、繰り返しましけれども、五十六年度以降も今後とも本当に過

剩問題も心配ないといえますか、むしろいまの需給動向を見まして必要な特定作物の定着化に向けてやっています。

簡単にこれ一点聞きたいのですけれども、事務当局でも結構なんです、通年施行をおやりになつてるところからいろいろ具体的な御質問が出るのです。これは実際に通年施行をおやりになつていて、もし工事を夏場やりましたら、その場合には事前転作といふんです、工事が始まる前に、たとえば飼料用作物なんかを作付することも可能でしょうし、工事が終わってから、あるいは裏作麦なんていうのも作付するのも可能だと思つておるんです。現実にはこれは全国的に見ればおやりになつていくことなんですよ。といふのは、一つの面は、何といつても土地利用という面ですね。水田の高度利用という面もありますし、それから圃場整備をきちんとやるということも一方で大きな任務ですけれども、農家の所得を減らさないといふことで当然だと思つておるんです。ただ、これは福島県の会津地方なんですけれども、そういうものを聞いているんだけれども、本当にやれるのかという問い合わせが来たらんです。ですから、そういう問い合わせ等に、ありましたらひとつ答えていただいて、具体的に御指導、援助いただきたいと思つておるんです。当面は、福島県等に対してよろしくお願いしたいと思つておるんです、どうでしょう。

○政府委員（二瓶博君） ただいまのお話は、土地改良事業で夏季施行をするということがございします。その際に、夏季施行をする工事前あるいは工事の後に転作物の作付を行われるということがございします。そういう場合には、通年施行の奨励補助金というものの交付条件にも該当いたしますし、また前作として、ただいまお話しした、たとえば飼料用作物ということでもございします。したがって、これもまた交付要件に該当する。したがって、農家といふことは、どちらの補助金をもらうか、これは農家はどちらか一方ももらえるわけでございます。したがって、通年施行の場合は四

万円口でございますし、飼料作物であれば五万五千円ということになるわけでございます。

こういう扱いになっておるということにつきましては、これは水田利用再編対策の内容、全体の一環として、このこと自体、都道府県、市町村を通じて農家にも周知するようにいたしておるわけでございます。ただいま福島県の場合で、十分その辺徹底していない、問い合わせがあれば答えてほしいというお話でございますが、その面につきましては十分県の方でも連絡して周知するようにいたしたいと思つております。

○下田京子君 最後に、本当に時間がなくなつてきてしまつたんですが、大臣、端的に二点ほど聞きたいんです。

いまずとお話ししてききました中で、当面、やっぱりなかなか大豆や何かの特定作物が定着しないというところは一方で現実だということ、おわかりいただいているわけなんです、そういうふうな中で、飼料用稲の問題で、これは農政でもいま議論中でございます、こう言っているんです、お尋ねしたい第一は、農政審に対してどういう立場から働きかけてきたのかということなんです、ね、一点は。

それから、大臣はいままでのお話の中で、もうあちこちでやられているところに出かけていって、そしていろいろ調査してきまして、こう言っているんですけれども、調査するといつてもその立場があると思つておるんです。私はちょっと具体的に言いたいの、秋田県ではもうこれは実際に始まっているんです、秋田県秋田市、横手市、それから湯沢、あるいは本荘、研究を始めることになりました。それから、河辺町というところでは三カ所実際に試験田をつくることになりました。それから、鷹巣というところでは二カ所の実験田、そのほかも協和町、羽後町などというところでも、これは町議会で請願を採択して、いよいよ今度は研究という段階になりました。そういう中で、農林水産省では、いままですべて全農がやってきたいわゆる飼料用稲の実験事業といひますか、

あると思うんですね。これは地方競馬会なんかを通じて二千四百万円くらいのお金を出しておやりになっている。その事業をこれから続けていく、それから積極的にやる、こういうお立場でその調査なりあるいは農政審で審議されているのかどうか、その点お聞きします。

○政府委員(遠藤五郎君) 農政審の審議にかかわることもございますので、私の方からお答えいたしますが、農政審におきまして、えさの問題につきましては、やはりこれの持つております長所、短所の問題が当然あるわけでございます。稲作技術が活用できるというメリットの反面、やはり収益がきわめて低いという問題、識別性の問題等もございまして、いざれにしてもえさ米というような問題を取り上げますと、今後の転作対策の方向について非常に大きな影響を及ぼすものではないかと考えられます。そうした観点から農政審議会に御相談しておりますが、技術的な問題からの各種の問題が出ております。本格的な品種の改良等を伴ってあるいは技術的に確立したすべきだと、あるいは現在の転作の方向をさらに推進すべきだというような意見もあることを御紹介いたしておきます。

御指摘の西日本のいま三県で、たしか岐阜、島根、福岡の三県で全農が中心になっていたしておりますが、いづれもえさ米の契約栽培方式の問題でございまして、当面本年度実施いたしましたのは、五十五年度におきましても引き続き事業を実施するよう、関係者と現在検討を進めておる段階でございます。

○下田京子君 大臣に一言。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私どもの役所でやっておりますいろいろな研究は今後も進めてまいります。

また私が、どこへまだ視察に行くかは決めておりませんが、できるだけ有効なところを視察してまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 大臣にお尋ねいたします。沖縄は、日本の唯一の亜熱帯地域でありまし

て、したがって、沖縄は国土開発の一環という立場から非常に重視してもらわなければいけない、このように考えております。

そこで大臣、日本農業の立場から、沖縄の農業をどのように位置づけて考えていらっしゃるのか、まずその基本的なところを方をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま御指摘のとおり、日本では唯一の亜熱帯農業地帯でございます。私どもはやはり沖縄の農業の振興が沖縄の地域社会の発展につながる、こう考えておるわけでございまして、その特徴を生かした形で沖縄の農業をひとつ今後とも振興していきたい。幸い最近では、サトウキビとか畜産とか野菜などを中心としたしまして農家の生産意欲も非常に高まってきたと、こういうふうな傾向を定着させておる、今後ともこの傾向を定着させるために、基礎整備その他についても積極的にひとつ推進が図られるように私どもも協力をしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 いま大臣の御答弁によりまして、その着眼点、とらえ方は適切であると理解いたしておきます。

それで最近、特にいまおっしゃいました野菜、花卉類の増産があるわけですが、それがこの本土との輸出において航空貨物が非常に急増しておる、こういう状況でございます。その輸送面に対してどのような御配慮を持っておられるか、それをお伺いいたします。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘のように、三月一日から航空運賃の値上げが実施されております。値上げ率は大体二〇%強となっております。

一例で申し上げますと、たとえばサヤインゲンの例で申し上げますと現在粗収入が千三百七十七円、航空運賃は八十七円だったものが百四十四円というふうな約二十円ばかり値上がりしております。これは事実でございます。しかし、御案内のように、沖縄の冬場の蔬菜生産というのは、高級品を主体として、地形上の特質を生かした商品でございますので、全体

の野菜の流通経費に占める比率はそう大きくないという事情にある点は御察察を賜りたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 航空運賃の値上げと関連いたしまして、非常に量がふえてきたということとこの輸送コストの問題、これは非常に重大な関連を持つわけでありますが、その量とコストの問題について、今後に対してどのような御配慮がございましょうか、またないのでしょうか、ありますでしょうか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(森実孝郎君) 野菜等の輸送の問題につきましては、まあ特殊な一部高級品はやはり航空機利用という形になると思いますが、やはり長期的に言いますと、主力を占めるものについてはフェリーの利用というふうな点も積極的に考えていく必要があると思うのであります。現にようやく軌道に乗りつつある。私どももいたしましては、各種の事業を実施しておりますが、特に特産野菜の生産団地育成事業の活用による流通施設の整備、それから輸送合理化推進事業という事業で、大型コンテナとか保冷施設の導入等を考えることにしておりますが、その活用。さらに野菜の広域流通加工施設整備事業、これは広域にわたる産地に集出荷のためのキーステーションを設置するための事業でございますが、こういう事業を、補助事業を活用いたしまして、合理的な輸送が実現できるようなシステムを産地としての沖縄につくっていくということに努めてまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 いま合理的なシステムとおっしゃいましたが、もっと具体的な案がありましたらひとつ。

○政府委員(森実孝郎君) 先生御指摘のように、沖縄の野菜の作付面積もかなりふえてきております。生産量もすでに九万トンという状況になっております。そこで、やはり一方においては、沖縄県内部において市場整備を進めることによつて、沖縄県内部における流通条件の整備を図っていくことがあるわけでございます。もう一つは、

やはり京阪神市場、東京市場を念頭に置きまして集出荷体制を整備するということがやはり基本にあるだろうと思っております。そのような意味で、私も先ほど申し上げましたように、保冷施設の導入とかキーステーションの整備、あるいはまた冷蔵コンテナの設置等の助成事業をできるだけ活用していただまして、いわば計画的な集出荷体制をつくるということを中心にごく中心に置くべきではないかと考えております。

○喜屋武眞榮君 私が冒頭に申した、日本の中における沖縄が特殊な亜熱帯地域であるということのとらえ方は、国土開発の一環としてそれをとらえてほしいということは非常に重大なことだと思います。いづれ沖縄のために開発するということが大事でございますが、国民の側に立つて、沖縄の特殊地域における農業生産を国民のために供給する。すなわち無限の太陽エネルギーがあるわけですから、それを利用して本土のいづれゆる端境期に年じゅうやろうと思えば何でもつくれるわけですね。それを国民が困っておる時期に沖縄側から提供してあげると、こういう考え方に立つていくことが私は国土開発の一環としてそれをとらえてほしいということ、そして本土にない時期に、端境期にそれを提供すると、こういう立場を踏まえるならば、その輸送コストの問題、まあ量の問題もいろいろと考えられてくるわけでありまして、そういう見解に立つてひとつ今後沖縄の農業開発を考えてもらわなければ国民の立場からいけなないのではないかと、こう思っております。これら生産指導をどのように考えておられるか、その点ひとつ具体的に御聞きしたいのです。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘のございましたように、豊富な太陽エネルギーを活用いたしまして、内地とは異なつて、加温を伴わない簡易ハウス栽培で生産の増大がかなり期待できると思っております。今日の石油情勢等も考えますと、今後ともますます端境期における沖縄の野菜生産基地としての地歩は増強されていくと思っております。

そういう意味で、野菜の集産地の育成事業、それからもう一つは、例の沖縄の農林漁業構造改善緊急対策事業、さらに土地改良事業による畑地総合土地改良事業の積極的実施、またさらに技術指導の面におきましては、沖縄の条件に適した品種の開発、導入、野菜栽培技術体系の確立、こういった点を重点にいたしまして、積極的に端境期における野菜の生産基地としての沖縄の地歩の確立ということに努力してまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 いまの問題に関連いたしましたのは、どうかひとつ、繰り返すようではありますが、今後この基盤整備の問題あるいは圃場整備の問題、土壌改良の問題、品種改良の問題、機械化の問題、あるいは水資源の問題、いろいろあるわけですが、そういった広い視野に立って、沖縄農業、亜熱帯農業を最大限に育成していくと、こういう見地に立って沖縄を見つめてもらいたいと強く要望するものでありますが、大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(武蔵喜文君) いま食品流通局長からも御答弁申し上げておりますように、私もできる限り沖縄のその地域の特性を活用した形で沖縄の農業の開発に御協力をしていきたい。そしてそれは何も必ずしも沖縄の県の地域の発展のためだけでなく、日本の国全体としても大変プラスであると考えております。特に私も、今後石油の価格が非常に高騰してまいりますし、農業もいま相当油を使っておるハウス栽培その他内地にはあるわけでございます。そういう点について、こういうものが今後ともどんどん伸びていくのかどうかという点は、非常にそういう点で石油状況から見て心配されるわけでございます。でございますから、いま省エネルギーあるいは石油代替エネルギーによってやろうというふうないろいろな研究されて野菜その他のものがより多くでき上がるということになりますと、これはそういう施設野菜にかわるべきものとしてのまた道もあるのではな

いかと、こう考えておるわけでございまして、ひとつ沖縄県のためにも、また日本の国全体のためにも、沖縄県の農業の開発のためには極力私もお手伝いをしていかなきゃならないと、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 じゃ、次に移ります。次は漁業問題に関して、最近日本の南端、沖縄の南端、台湾に近い与那国町周辺をめぐる漁業問題で重大な問題が起こっております。すでに御承知かと思いますが、与那国島はしばしば台湾漁船の領海侵犯によって非常に漁場が荒らされておる、こういういままでも問題を醸してきたあの与那国島であります、与那国町であります。そこは零細漁民でありまして、漁民の数も約百名足らず、七十名ですね。それから装備も二トン未満、さらに沖縄独特のサバニというあのくろ船みたいなのです、サバニ、こういった零細漁業をやっておるわけなんです。特にカジキ、カツオのこれから漁獲期になるわけですが、たまたまこの島が、漁民が悲鳴を上げて死活問題だと大騒ぎしておる事件が起こっておりますわけですが、そのことについては御存じでありましようかな。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(今村重夫君) ただいま先生のお話のございました、与那国の周辺におきまして本土の漁船が流し網漁業を行って網が切れまして非常に御迷惑をかけたというのは、沖縄タイムス等の新聞で承知をいたしております。

○喜屋武眞榮君 どうもいまの御答弁では非常に心細い受けとめ方だと思えます。実は死活問題が起こっておりますというその事実は、大目流し網、この網で本土の大型漁船が一週間ないし二週間の長期にわたってこの近海で操業しておるわけなんです。もっと具体的に申し上げますと、あるいは関係者の方もおられるかもしれないんですが、岩手県の漁船ですね、第一大祥丸六十六トン、その大型漁船が一、二週間にわたってその近海で操業をし、そして大目流し網を使って、いわゆる一網打尽にその近海のカジキ、カツオを漁獲しておるわけ

なんです。たまたま網が切れて与那国島南西のリーフに十二キロにわたって押し寄せて、漁民のそのさきやかな漁船のプロペラにその船がかかりはせぬかといって三日ほど海に出ることを中止して、そして船長さんと押し問答をしてトラブルを起こしておる事実があるわけなんです。その網の回収作業で七時間にわたって約千二百メートルの網を回収をして大騒動しておる事実があるわけなんです。与那国漁業協同組合長は、まかりならぬと、この岩手県の第一大祥丸を漁業権の侵害だど、こういうことで石垣海上保安部に告訴しておると、この事実は御存じでしょうかどうでしょう。

○政府委員(今村重夫君) 岩手県の第一大祥丸六十五トンでございしますが、それが与那国島の南西十五海里沖で大目の流し網を操業中に、この網の一部約六千五百メートルが切れまして同島の近くのリーフにひっかかって、地元の漁船の通航に支障を来して、そのために地元が非常に大騒ぎになったというこれは承知をいたしております。三月九日に地元漁民の協力を得まして大目流し網を回収をしたわけでございしますが、船主は、十日、地元組合長の請求によりまして四十三万円を送金いたしましたしております。地元では七日、八日、九日の三日間出漁できなかつたということでございしますが、現地では第一大祥丸の船長を保安部に告発をいたしました、十二日、これを取り下げております。

○喜屋武眞榮君 事実の確認も何かしらこうまだ不十分な点があるやに受け取れますが……。そこで、この与那国町の漁民といたしましては、もうまさに青天のへきききといえますか、死活問題であると。そこで早急に法律で規制してほしいという強い要望がありますが、この要望に対しては政府としましてはどういう見解を持っておりますか。

○政府委員(今村重夫君) カジキとかカツオあるいはマグロを対象にいたします、いわゆる大目流し網漁業の操業は、昭和四十八年の八月七日付の

農林省告示によりまして、漁場、操業期間等が規制されておるわけでございしますが、四十八年当時八重山近海のうちの西表島あるいは与那国島近海におきましては、カツオ、マグロ漁業の操業規模が小さかつたので、大目の流し網漁業との漁場競合もおそれがないというふうな判断をいたしました。当該地域の規制措置がとられなかつたわけでございます。当時は、沖縄県からも別段の御要望もなかつたというふうな承知をいたしておりますが、与那国島の漁業形態がこの告示を制定いたしました当時から変化を生じておりますし、また、カジキをめぐる競合の度合い等、漁業調整上に著しい支障がございしますれば、県の意見もよく聞きまして、規制措置につきまして前向きで検討いたしたいと思えます。

○喜屋武眞榮君 まあいまおっしゃるのは、よく漁民あるいは県側のそれに対する要望があれば、その意思を尊重して対策を講ずると、こういう用意があると、こういうふうにとらえていいんですね。

○政府委員(今村重夫君) 県からもよく状況をお聞きをいたしまして、前向きで検討いたしたいと思えます。

○喜屋武眞榮君 まあ前向きで検討していただくに具体的な裏づけにもなればと思ひまして、私次のことを申し上げたいんです。このカジキ等流し網漁業は、網の幅が十から十五メートル、長さが十二キロと、いわゆる大規模な漁獲になるということで、昭和四十八年の省令によって漁業禁止区域が広範囲にわたって設定されております。ところが、この与那国漁業者の率直な意見によりますと、どういう理由か知らないが、与那国近海はその操業禁止区域から除外されておると、フリーゾーンになっておると。そもそもここに問題があるわけなんです。その近海がフリーゾーンになったと、禁止区域から外されたという理由は何でしょうか。

○政府委員(今村重夫君) 確かにその部分が外れておりますが、大体カジキの流し網漁業は台湾

の南からシナ海にかけまして主漁場でございます。いま先ほど申し上げましたように、与那国島近海におきましては、カツオ、マグロ漁業の規模もそれほど大きなものではなかったわけで、まあ大目流し網漁業との漁場競合はそれほど起らないのではないかと、このように外れておるといふふうに承知をいたしていただきます。故意にその部分を外したわけではございません。

○喜屋武眞榮君 いまの問題についてはちょっと不十分なので、政府の態度を裏づけるために申し上げたい点もあるわけですが、時間もありませんので、次のことを申し上げて終わりたいと思つたのでありますが、県の農水部でも、県側が何か要望があればというさつきお話がありました。それが、に基づいて検討をして前向きでというお話がありました。したが、県といたしまして、県近海漁業の秩序と漁場を確保して県内漁船の操業を保護すると、こういうたてまえから、近海をカジキ等流し網漁業の禁漁海域、漁獲を禁止する海域です。という地域にする必要があると、こういうことを十分認めております。ですから、県としても十分そこをフリーゾーンにしてはいけない、外してはいけない、守る必要があるという意思があるということをお私からも強く申し上げまして、ぜひこれを守ってほしいということを強く要望いたします。最後に一点だけ尋ねておしまいいたしたいと思ひます。

それは日本全体としても言えるんですが、農地が都市化のために非常に狭められつつあると。沖縄の場合には、さらに軍事基地による農地の接収の特殊事情から、非常に狭い沖縄の農地にさらに基地、それにさらに追い打ちをかけるように沖縄本島の中部の都市化によって農地が非常に狭められつつある、狭くなりつつあります。その農地確保、特に沖縄の場合にそれが痛切にいま中部一帯において問題になっておると感ずるわけでありますが、その農地確保の策として、国としてどのよう

にこれを守っていくか、その見解をお聞かせして、時間が参りましたので終わりたいと思つたわけでございます。

して、時間が参りましたので終わりたいと思つたわけでございます。

○政府委員(杉山克己君) 御指摘のように、都市化の進展によりまして農地の壊廃が年々の造成を上回るというようなことで、ここ数年農地の絶対面積が若干減少を続けてまいつております。ただ、そういう中で、先ほど先生も言われましたように、沖縄は農業については恵まれた条件にもあるというふうなこともあり、また私もいろいろ努力してまいつておるわけでございまして、農地の壊廃は比較的最近では小さく少なくなつてまいつております。絶対面積でわずかながら増加の傾向が見られるわけでございます。今後とも開発適地を最大限開発いたしまして農用地の確保に努めてまいりたい。特に大規模の県営農地の開発事業でありますとか、農用地開発公社の行います事業、これらを中心に開発を一層進めてまいりたいと考えております。

○原田立君 五十五年度予算案について見ますと、総額三兆五千八百四十億円で前年度比三・五%の増で、五十四年度の伸び率一三・三%に比べるるとかなり低いものであります。また、国家予算全体の割合は八・四%であります。全体的に見て、五十五年度予算案に対して大臣はどのように受けとめておられるのか。要するに、ずっと小幅な状態になっていて、そんなことで今後の日本の農政を推進していくことができるのか、大変危惧を持ておるわけですね。お考えをお聞かせください。

○国務大臣(武蔵野文君) 確かに、五十四年度の五十三年度との比較と、五十五年度の五十四年度との比較などを見てみますと、伸び率が非常に低いものでございまして、先生は御心配をいたされておられるとお話されておられるかと思つたのでございまして、御承知のように、この五十五年度の予算案というのは、財政再建元年だということで、非常に厳しい予算の編成の姿勢で行われたわけでございます。しかも、その中で国債費が三割以上の伸びを示しておつたということ。それから地方交付税の交付金が大体二三、四%のたしか比率であ

つたと思ひます。そういう面と、それから景気の面で、昨年までは景気刺激を財政面からやってきたわけでございますが、公共事業は非常に伸びが高かつたわけでございます。今回は逆に、物価の動向が非常に心配されるものでございまして、そういう面から公共事業は非常に抑制をしよう、財政的にも問題であるし、物価の問題から問題があるというところで、御承知いただいております。公共事業は伸び率ゼロと、こういう形で予算編成に臨んだわけでございます。そのあたりを実は農林水産省は食つておられて、農林水産省の予算の大体四割は公共事業でございまして、いま申し上げたようなことからまいりますと、確かに五十四年度の予算を五十三年度と比較した場合と、五十五年度の予算を五十四年度と比較すると、どうも伸び率が低いんじゃないかというところでございまして。

しかし、私もいろいろ新しい施策をやる上においての予算というものにおいては、新規の予算はほとんど全部私どもにつけたわけでございます。そういう面においては、今後農林水産行政を推し進めていく上において必要なものは確保したと、この判断をいたしておるわけでございます。

○原田立君 大変なことはわかるのですけれども、対前年比三・五%の増となつておりますけれども、補正後の予算案では逆に三百七十七億八千万円の減となつております。そういうようなことについては大臣の見解はいかがですか。

○国務大臣(武蔵野文君) これは、大体私ども予算案というものは当初予算と前年度の当初予算と比較をいたしておりますが、確かに五十四年度と今度の予算で千二百九億でございますが、補正後は千五百八十七億ですね。補正に行つたのでございまして、これは食費会計の関係で小麦の輸入が高くなつてまいりまして、そういう面の補正と、それからもう一つは野菜の関係で、非常に指定野菜の価格が暴落をいたしましたために、野菜生産出荷安定資金の造成のための金とか、そういう

う面では補正予算を組まざるを得なかつたわけでございます。今後当然私どもは、いまの当初予算で五十五年度の予算がこれで成立すれば、それでやれるものとしてやってまいりますけれども、しかし、万が一またその途中において何らかの予算措置が必要であるというときには、当然これは財政当局とまた折衝いたしまして予算の確保はしていかなければならぬと考えておりますので、一応当初予算と当初予算の比較でお考えをいたしたい、私ども万が一出たときは、またそれはそれなりに五十五年度は補正予算を組むなり、予備費を支出するなり、必要な財源だけは確保していきたい、こう考えております。

○原田立君 非常にそれは誠意はわかるんですが、言うておられることは、だけれども、補正後は逆に三百七十七億八千万円の減だなんていうことは大変了解がたいんですよ。また、そのときには、しっかり補正を組むということだからどうも余りこういふ言うわけにはいかないけれども、それはそれでいいでしょう。

で、個々の予算では地域農業生産総合振興対策の強化あるいは農業改良資金の充実、離農給付金制度などが認められている反面、多年度にわたる継続事業、構造改善事業等の進捗率が必ずしも五%ないし七・五%カットされているわけでありまして、この継続事業については生産農家からも事業の進捗率が低いとの苦情が多く、これでは農家の要望に逆行する農政になりはしないか、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 予算全般にわたりますので、便宜私の方からお答えいたします。五十五年度の農林水産予算につきましては、ただいま大臣からお話ございましたように、大変厳しい財政事情のもとで、極力最近における農林水産業をめぐります諸情勢に対処いたしまして、必要な新規施策を初め重点施策の推進の予算は確保いたしましたので、この構造改善事業等のいわゆる施設整備地区につきまして数年間にわたります実施します施設整備事業、通称すだれ事

業と称しておりますが、これらの事業の進捗率の調整につきましては、結果だけ申しますと、来年度におきましては既定進捗率五％を後年度に回すと。それから構造改善事業については七・五％の進捗率を回ったということで、これは財政事情等からやむを得ない点でございますが、それぞれの地区の張りつけと申しますか、要望なりには十分沿うように各担当局では対処するということが私どもやむを得ない措置と考えておりますので、その点を御理解いただきたく存じます。

○原田立君 それは理解しないんです。その財政面のことばかりあなたの方、口を開けば言うんです。そして、農民の、農家の方々の苦情のあることは承知しているけれども、こういうふうにして御理解をというのだけれども、それは理解をしないんです。農家の声というものはもっと率直に受けとめていただきたいと思うのであります。

水田利用再編対策に伴う転作を強力に推進する必要があると思うのであります。そのためには農業基盤整備の強力な推進は欠かせないものであります。水田利用再編対策の受けざらとしての生産体制の整備充実を最重点に置いての予算であるべきだと思っておりますが、ところが、農地関係の農業基盤整備費は一％増にも至っていない。これではもう、先ほどからよく理解してくれとかなんとかいわれるけれども、本気で取り組んでいるとはなはだ思えない、そういう気持ち強いんです。いかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 大臣から、それから官房長からお答えいたしましたように、一般的にこの財源のきつの中では、私も公共事業、農業基盤の整備はかなり重点として努力したつもりでございます。その結果、伸び率わずかではございますが、若干前年を上回るような予算になっておるわけでございます。

それから農業基盤整備の中では、特に水田利用再編の推進と転作の定着ということに重点を置いております。したがって、この予算全体の中

で、公共事業の予算の全体の中で張りをつけるといいますか、特に転作の受け入れに貢献するような水田の排水条件を緊急に整備する事業、これは五十四年からそのための排水対策特別事業というのを回しておりますが、これを大幅に一一・五％と前年に比べてかなり伸ばしております。そのほか圃場整備事業、土地改良総合整備事業等、これは水田で畑作もできるようないわゆる水田の汎用化というような事業でございますが、それに資するような事業に配慮して重点的に予算配分を行っているところでございます。

○原田立君 局長、あなたは確保したと言うけれども、五十四年度当初は八千九百六十九億、今度は五十五年度は八千九百七十四億、伸びたのは五億三千九百万です。これじゃ余り少な過ぎるでしょう。中身の点でこう変えたと、だから重点的に施策したとあなたは言いたいんだらうけれども、これでは、先ほど言ったように、本気で取り組んでいるとは思えないという気持ちは、いまの局長の説明では私は理解しがたい。

ところで、それはそれだけ指摘しておきまして、次に進めたいと思うのであります。農林水産省ではいわゆる長期見通しを立ててやっているわけでありまして、だんだん修正していく中で八〇年代の農業の枠組みというものを考えようとしているわけでありまして、たび重なる米需給見通しの修正は、農業生産の再編成を根柢から崩すことにつながる。正しい長期見通しの必要性はもう当然あると思うのでありますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 御指摘のように、これまでの長期見通しに問題がなかったわけではございません。率直に申しまして、六十年度の長期見通しでは、経済の安定成長への移行という観点から、食生活の変化もかなり鈍化すると思し、食生活の変化はないだろうというふうに見込みましたが、策定後の動きを見ますと、消費構造の変化が相当著しかった。具体的に申しますと、カロリー全体の伸びは約二千五百カロリー程

度で鈍化して、見通しよりもかなり下回ると。かつその中で畜産物、油脂の消費の増大と、他方、これとトレードオフと言われますが、置きかえるように、米の消費の減退が依然として続いているというふうな、こうした需要見通しにつきましての問題があったことは事実でございます。

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕
したがって、ただいま農政審議会に諮っております長期の需給見通しにつきましては、これが、先生御承知のように今後の農業生産を誘導する目標となるものであること、かつ今後の政策展開の指針となるような性格でございます。私どもとしては、米についても三たび大幅な生産過剰を来さないように、食生活の変化を可能な限り正確に見通しまして、的確な見通しを作成してまいりたいと、こういうことで現在審議会が熱心にお諮りいただいておりますこととでございます。

○原田立君 審議会の皆さんがしっかりとやっていただくのは大変ありがたい話であります。この六十五年需給見通し試算によりまして、六十五年における米の総需要量は九百三十万トンから一千万トンと、こう表明されております。したがって、そのために八十万ヘクタールの転作面積が必要となつていくわけでありまして、その九百三十万トンとか一千万トンの目標値はどのような考えで試算がされたのか、その点をお聞きしたいんです。

○政府委員(松本作衛君) 現在計算をいたしております六十五年長期需給見通しにおきます米の需要量を、ただいま御指摘のように、九百三十万トンないし一千万トンというふうに一応計算しておりますけれども、この積算の考え方は、この消費の中心でございます食料用の部分につきましては一人当たりの消費量の従来の傾向を織り込みまして、その推定値に人口増を加味して計算をいたしました。そのほかに加工用とか種子用というふうなものをプラスして計算をしておるわけでございます。

○原田立君 米の消費拡大を強力に図ることが必要であらうと思うのであります。九百三十万トンあるいは一千万トンと見込んでいるこの数字の中で、消費拡大の努力がどのように位置づけられているのか、お伺いしたい。

○政府委員(松本作衛君) ただいま申しましたように、米の消費の将来の見通しにつきましては、従来の消費が減少をしておるといふ現実がございますので、これを無視しては考えられないわけでございますが、ただ、その減少のテンポをどのように見るかということにつきましては、ただいま御指摘のような消費拡大の努力というものの織り込んで考えていかねばならないというふうな思っておりますのであります。現在の段階では幅を持って考えておりますので、九百三十万トンないし一千万トンと考えておりますけれども、この中央値でございます九百七十万トンというものは、年率にいたしますと減少率が二・一％となつてございます。しかし、従来の減少率は年率二・四％ほどになっておりますので、この中央値をとってみましても、従来の減少率よりも減少が少ないということを前提に計算しておるわけでございまして、さらに意欲的に消費拡大の努力を織り込めるのではないかとというようなことから、幅を持って、現在は九百三十万トンから一千万トンまでの幅で考えておりますが、この幅の中でできるだけ消費拡大の努力も織り込んだ推計値に固めてまいりたいと考えております。

〔理事片山正英君退席、委員長着席〕
○原田立君 消費拡大に努力いたしますと云うんだけれども、その中身としてはどういふことが考えられておりますか。

○政府委員(松本作衛君) 消費拡大の努力の中身といたしましては、一つは、都道府県なり市町村を初めといたしまして、関係の食糧関係ないしは消費団体等も含めた米に対する正しい知識の啓蒙、普及活動を強化するというのが第一点でございます。それから第二点は、学校給食に米飯を導入するというのを促進してまいりたいというこ

とで、給食用の米穀につきましての値引き売却ないしは給食施設についての助成をするというようなのが第二点でございます。第三点は、米の新規用途の開発を図っていくということで、この新規用途につきましては、必要な研究用の米穀の無償給与等も行っております。

しかし、これらのことを含めまして、全体として米の消費を拡大いたしましたためには地域ぐるみの消費の拡大が必要であるというふうに考えておりまして、五十五年度からは市町村において地域ぐるみの消費拡大対策を実施することといたしまして、市町村、農業団体、米の販売業界、消費者団体等を一丸とした消費拡大運動を全国的に展開をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、先ほどの学校米飯給食の価格につきましては、今年二月からの消費者米価の引き上げがございましたが、この米飯給食につきましては、一般値引き分について前年度価格を据え置くというような施策も行っておるところでございます。

○原田立君 六十五年農産物需給長期見通しの欠陥は、一言で言えば、人間が食べるものはおおむね六八%程度確保しているからいいではないかと政府は言っているわけですが、しかし全体を見れば、六十年見通しで三七%台しか見込んでいない。その原因は飼料穀物の低下であり、アメリカ等の輸出攻勢の圧力に原因があると一般的には言われているわけですが、総合的な自給率の向上とあわせて、安易な輸入は断固抑えるべきであろうと思っております。大臣はかねがね、国内で生産できる物は十分に生産し、そして足らざるは外国から輸入すると、こういうことを言っている。それは公式的にはそのとおり十分わかるわけなんですけれども、何かむなしさを感ずるわけです。もう少し実のある御返事をいただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 農産物の輸入に当たりましては、農林水産大臣が当委員会でもたびたび御発言なすっておりますように、わが国の食糧の

安定的確保という観点からその需給動向等を踏まえまして、国内農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であるという観点から、やはり国内で自給が可能な物、相当に生産ができる物につきましてはできるだけ国内生産をいたしていく、それでもなかなか自給ができない物、あるいは先ほど先生の御指摘がございましたような中小家畜等の飼料といったような、どうしても国内で自給ができない物につきましては、外国からの安定的な供給に仰ぐという考え方のもとに処置をまいっております次第でございます。

したがって、諸外国からの輸出攻勢に對しましては、このような観点から、わが国の農業生産やあるいは農家経済の安定に重大な影響を与えないよう十分配慮して対処してまいったつもりでございます。また今後とも対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 私が常に申し上げておりますことは、いま局長も答弁を申し上げましたように、やはり将来特に世界的に食糧の需給が非常にタイトになる。また、この間のアメリカの対ソ穀物輸出停止というように外交的に食糧が使われるようになってきたと、こういう事態を踏まえて、今後できる限りやはり国内で生産する物はつくっていく、こういうことで努力をしなければいけないじゃないかと、こういう考え方から、よりそういう方向を強めていきたいと思っていま努力をいたしておるわけでございます。

ただし、それは申しましたが、たとえばいまの飼料穀物というものを一つ例にとってみますと、大要外国の物は安いわけでございます。トシ当たり大体三万円するかしらないかというところでございまして、なかなか日本のいまの農業の実態からいけばそういうものはつくり得ない、こういうことでございまして、将来畜産物は幾ら国内で高くてもいいからと、こういうことになれば別でございまして、なかなかそれは国民の合意が得られることがむずかしからうと、こういうことで、そういう物はなかなか国内でできない以上

は外国から買わざるを得ないと、こういうことになるわけでございますが、現時点において国内で生産する物は極力やはり外国から買わないようにしなきゃいけないということ、たとえばいま豚肉という問題などを取り上げてみますれば、差額関税をかけた上で、なるべく国内で生産する物に脅威を与えないような形で極力努力をいたしておるか、あるいは乳製品などにつきましてはいまなお残存輸入制限品目としてIQをやっておりますとか、いろいろ努力をいたしておるわけでございまして、今後ともそういう方向でなお一層努力をしていきたいと思っております。

○原田立君 大臣に特に強く要望しておきたいのは、真に食糧自給率を高めて日本農業の確たる未来を確立するためにも、大臣自身が内外の圧力に對して毅然たる姿勢を貫くことにも、農産物輸入政策の再検討とあわせ、農産物輸入の確たるルールづくりをすべきであらうと思っておりますが、見解はいかがですか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) なかなかルールづくりといつても、いま申し上げましたように、たとえば飼料穀物などにつきましてはなかなかまだむずかしい問題がございますが、この間私どもの農林水産省で十一月に出しました六十五年の見通しの中でも、まああれは一つのたたき台として出したわけでございまして、あの第一次試算と申しますか、あるいは中間的なものと申しますか、とにかくいま農政審議会で議論いただいております、たたき台になっておる数字を見ておりまして、またたとえば米はもう完全な自給でございますし、また小麦につきましてもパン関係、いわゆるパンなどに使われる分はまだ自給ができないけれども、めん類については小麦は大体自給という考え方で立っておりますし、野菜、果実、あるいは豚、鶏、卵、こういったような関係は一応自給自足という考え方でたたき台は出しておるわけでございまして、なおそれをより充実したものにしていきたいというところで、いま農政審議会と私どもといろいろと議論を合っております、こういうことで

でございます。

○原田立君 このまた長期見通しの問題で申し上げますけれども、過去三回尋ねたのでありますけれども、第一回、第二回のときには高度成長のさなかで、需要の内容的変化、量的な伸び等があった、これを想定し得なかつたことはずいぶん計画であつたからだと思うのであります。また耐用年数三年の長期見通しだと、こういう悪口を言われているんですよ、大臣。

それで、五十三年から水田利用再編対策事業による米の需給見通しの狂いは、第一次三力年の三十九万一千ヘクタールを三年目には五十三万五千ヘクタールに大幅に修正した。第三回目的六十五年需給見通しにおいても、米の需要量千二百十万吨の想定が、実際には五十二年にはすでに千四百八十八万吨と落ちておるわけです。過去の需給見通しの教訓が今回の水田利用再編対策による米の需給見通しにどう生かされたかが重要な問題であります。二、三年で再修正などという無責任な計画は二度と許されるものではない、こう思いますが、いかがですか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 確かに、いままではどうも見通しが狂い過ぎて非常に御迷惑をおかけしておるわけでございますが、まあ私は思いますのに、やはりあの高度経済成長のとき、あるいはその後のオイルショック、それから狂乱物価、ここを見てもお見えます、社会的な経済情勢が大変変化をしたわけでございまして、やはりそれ相応の外的な要因というものが私は非常に影響したのではないかと、こう思っております。

今後の見通しにつきましては、特に今度の米の水田利用再編対策でもあらわれておりますように、見込みよりは米の消費が案外伸びなかつたというふうなことでございまして、私は思いますのに、いまたき台として出しておると申し上げましたが、あの第一次試算の中身を見ておりまして、相当私今度農林水産省として厳しいシビアな見方であつたき台をつくつたのではないかと、こう考えておりました、まあこれは狂うこと

がないだろうと、こういう私は期待をいたしておるわけでございます。しかし、今後もまだ石油事情その他非常に経済情勢がどうなるか非常にわからないわけでございますから、とにかく不透明時代、不透明時代と言われているときなので、何とかいままでの汚名を挽回するつもりで、せいぜい農業の見通しぐらいは不透明、不透明時代にひとつしっかりしたものであると、こういうものをつくりたいと思っていま努力をしておるわけでございます。

○原田立君 いま外務大臣は大臣を一年間かえるからだめなんだと言うが、あなたもそのとおり口だね。

それはそれとして、国民食糧の安全保障を確保するために、わが党はかねて食糧基本法を制定し、自給率向上を目指すことを基本としての長中短期的需給計画を策定すべきだと思つておりますが、それについての明確なる御答弁をいただきたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 前々から公明党で御検討いただいております食糧基本法でございますが、私も読ましていただいております。おまじ、私も読ましていただいております。敬意を表する次第でございますが、必ずしもしかしそれがなければいけません。かといふことでも必ずしもないわけでございます。私ども、いまの農業基本法の精神をいまの時代に合せて生かしていくならば、今後食糧自給の向上に農民の方に努力をしていただくための農政を強力に推進していくことはできる。農業基本法の精神も、食糧の自給を高めていくという精神は十分あるわけでございます。まあ、さういふ御意見でございます。すけれども、いま直ちに食糧基本法を制定するという考え方は持つていないわけでございます。

○原田立君 すぐやれとは言つていませんよ。だけれども、そんなそつけない返事じゃなしに、少しぐらいは検討するぐらいのことを考えてたら、検討したらどうですか。

それはそれとして、今後世界の食糧事情は八〇年代の後半から九〇年代にかけて逼迫傾向とな

り、特に二十一世紀に入るところには危機的局面を迎えるときと予測されているわけであり。しかしながら、このような厳しい予測にもかかわらず、わが国は飼料穀物を中心に二千八百万トンの穀物を諸外国に依存しております。将来いつまでも安い穀物が大量に輸入できる見通しは全くございません。六十五年長期見通し試算を見る限り、世界の食糧事情の長期的展望に立つた国民食糧の安全保障という観点から全く見られない。大臣はその点どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 確かに飼料穀物についてはほとんど外国に依存するという形になっておるわけでございます。これは先ほども申し上げましたけれども、とにかく日本ではとてもトン当たり三万円ぐらいで飼料穀物ができない状態なんでございます。これはもう御承知いただいております。すように、アメリカのトウモロコシの産地は大体四百五十ヘクタールぐらいでトウモロコシをつくっておるわけでございます。日本では幾ら逆立ちしてみてもそれだけの耕地を確保するということは、これはもう至難なわざでございます。そういう点を考えれば、いま現在のそのようなコストで日本をつくることはできない。しかし、将来国民の合意を得て、それはもう幾ら高くてもいいから外国から買えないんだから国内でつくれ、といううことになってくればこれは別でございます。けれども、私もなかなかさういふ点は国民の合意は得られないのではなからうかと、どうしてもさういふ安いえきについては外国から買わざるを得ないのではなからうかと、さういふ判断に立つておるわけでございます。

しかし、もちろん先ほど申し上げましたように、世界的に非常に国際情勢は食糧関係については厳しい方向に行くことだけは間違いないわけでございます。すから、いまはさういふ気持ちでございますが、今後ともさういふ何かいいものがないかは積極的にひとつ開発に努力はしていきたいと思つておりますが、非常にむずかしいことだと思います。御理解をいただきたいと思つてございます。

○原田立君 九〇年代から二十一世紀にかけての日本農業のあり方、また世界の食糧事情の長期予測等を離れて六十五年長期見通しを提示したとしても、わが国農業の最重要課題である国民食糧の安全保障にとって何の意味もないと思うのであります。かえってこの見通しは将来の日本の農業と食糧事情にとってマイナスにさなりかねないと思えるわけでありまして、見解はいかがですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 農業基本法にもございすように、やはり長期的な見通しを立てて、それを指標に置いて私どもいろいろの政策を進めていくことが必要でございます。それこそ毎年毎年何一つの方角がなくてその都度やっていくということでは、これは一貫性がございません。で、長期的な見通しだけはやはり立てていかなければならないと、さう考えていま取り組んでおるわけでございます。

○原田立君 大臣は、「総合的な食糧自給力の向上と国民生活の安定を図る」と所信表明の中で言つておられるわけでありまして、世界的な食糧事情等を考え合わせ、わが国の食糧自給率の理想といううか、最も望ましい目標をどの程度と考へておられるか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま私も、それこそ農政審議会では議論をいたしておる一番大きなそれが問題でございます。今後どのくらいが望ましいかといふことは、より現状よりは自給率が高まっていこうと望ましいことはもちろんでございます。しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、飼料穀物ひとつ取り上げてもなかなかむずかしい問題があるというところで、いま議論をいろいろいたしておる中でございまして、もうちょっとお時間をいただいて、農政審議会の方々の議論を踏まえながら、ひとつことしの半ばまでには何とか方向を打ち出したいと、さう考へておるわけでございます。

○原田立君 自給率の実態を明確にする意味でお伺いするわけでありまして、米の需給均衡を前提

とした場合、現在の総合自給率、穀物自給率、主食用穀物自給率及び飼料自給率と、六十五年見通しでの各自給率を聞きたいわけですが、これは答弁できますか。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。五十三年の食用農産物の総合自給率は七十三％でございます。現在の第一次試算の六十五年見通しでもほぼ七十三％程度と見込んでおります。五十三年度の主食用の穀物自給率は六十八％程度、六十五年見通しの第一次試算におきましても六十八％程度と。

穀物の自給率でございます。これは主食用穀物に飼料用の穀物、中小家畜等の飼料用穀物を合わせた穀物自給率は、五十三年度三四％、六十五年のいまの第一次試算におきましては三〇％程度と考へております。飼料用穀物だけの自給率といふことでございまして、五十三年度はまだ確定的な数字はございませんが、見込みとしては二％程度であらうと、六十五年の試算でも二％程度と、さういふ考へております。

○原田立君 結局は大臣は所信表明の中で総合的な食糧自給率の向上をうたつておられるわけでありまして、いまの説明のように、向上ではなく現状維持と、下手すると減反するかもしれないといふおそれすら感ずるわけでありまして、御見解いかがですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先ほど申し上げておりますように、たとえば主食である米は必ず自給ができます。野菜、果実、あるいは豚、鶏関係、さういふものは自給ができるわけでございます。そこで、ただ問題は、小麦、大豆、あるいは飼料穀物と、さういふようなものが残念ながら非常に困難ではなからうかと、さういふ判断でいまの試算が出されておるわけでございますが、私が所信表明で言つておりますことは、とにかく先ほど官房長から御説明いたしましたように、いまの試算は横ばいでございます。しかし、少しでもそれが横ばいよりもある程度は上回ることができな

いのか。これはひとつもう一度、そういうアメリカの対ソ措置とかあるいはFAOの二〇〇〇年の見通しとかいろいろ言われておる今日、あの第一次試算はあれは試算として、ひとつもう少しそれを上回る数字がでないのかということでも議論を交わしたいとおるわけでございます。

○原田立君 大臣、もう御承知だろうと思いますがけれども、一九六〇年、すなわち昭和三十三年にフランスの自給率は二二〇％、それから西ドイツでは八〇％、イギリスでは五〇％。これが一九七五年、すなわち昭和五十年には、フランスが一五二％というふうには三二％向上していますね。それから西ドイツはこれは横並びで八〇％。イギリスでも六四％で一四％増と、こうなっているわけでありまして、ヨーロッパ諸国は穀物自給率を落とさず引き上げておるわけでありまして、わが国の場合にはもう八三％から四〇％に、逆に低下の方向を示している。六十五年長期見通しでは少なくとも穀物自給率向上のための長期計画に改めるべきであろうと思うのでありますが、いかがでございますか。

○國務大臣(武蔵野文君) なかなかその点について、私も本当に何とか自給率を高めたかと思つておるわけですが、これまたまた私もこの間数字を見ておつてびっくりしておりますのは、各国と日本の農用地面積をこの比較をしてみますと、たとえば農家一戸当たりの日本の農用地面積は一・一ヘクタール、アメリカはまあこれは極端でございますが、百五十七・六ヘクタール。いま御指摘の西ドイツ、フランス、イタリア、イギリスを見ますと、西ドイツが十三・八ヘクタール、それからフランスが二十四・五ヘクタール、イタリアは七・七ヘクタール、イギリスは六十八・五ヘクタールと、すべてもう全くこの経営規模が違つておるわけでございます。日本の国民が、そういう経営規模が小さければ、これは当然コストは高くなるわけでございますが、そういうコストが高くなつてもよろしいという国民の合意が得られますと、私も農業政策をこれから進めてい

くには大変やりいんでございますけれども、なかなかそこまですべて国民の合意が得られていないわけでございます。そういう点においてなかなか自給率を高めていく。いわゆる先ほどの飼料穀物でも、それじやトシ二十万カかってよろしい、あるいは三十万カかってよろしいというこ

とになればこれは幾らでもできると思うのでございますけれども、そういう点ではやはり国民的なコンセンサスというのがあるところを得られないものでございますから、私は自給率を高めていくことはぜひやりたいと思つておるのでございまして、その中でどれだけ自給率を高めていくかというところで実は苦慮いたしておるわけでございます。今回の農地関係のいろいろの法制整備も、そういう観点で私も取り組んでおるような次第でございます。極力今後ともやはり国民の合意を得られるような形で、ひとつ農業の生産性を高めていき、それでそれによって自給率も高めていくと、こういうことで努力をしてみたいと思つておるわけでございます。

○原田立君 食糧自給率、穀物自給率、しっかりと上げるように努力すると、まあ明確な御答でございまして、衆議院段階におけるわが党の武田一夫委員の質問に対して、大臣は、六十五年には三〇％ぐらいまで低下するんじゃないかというふうにお答えしたことが議事録に載つておりますけれども、それは本当ですか。

○國務大臣(武蔵野文君) それは私が答弁したかどうかは存じませんが、もし答弁しているとしたら、先ほど申し上げました第一次試算でございますが、農政審議会にいま私も農林水産省で十一月に出しました第一次試算が、実は穀物自給率が三〇％になつておるわけでございます。それをお答えをしたのではないかとおもうのでございまして、そのときにも私は衆議院でも申し上げておるわけですが、それはそれとして、第一次試算で出しておるけれども、それ以上に自給率を高められないか、いま検討いたしておると、こういう答弁を私は

しておるつもりでございます。

○原田立君 九州農業は、第三次全国総合開発計画でもわが国の食糧供給基地として位置づけられておりますが、その地位を確立するためには抜本的な対策と重点投資が必要であることを痛感する次第であります。

それで若干質問するわけですが、国は昭和五十年五月、すなわち昭和六十年度における農産物の需要と生産の長期見通しを明らかにしたところでありますが、その後水田利用再編対策の実施、温州ミカン及び牛乳の生産調整を余儀なくされておるわけでありまして、このような情勢に対応して、生産者が安心して農業生産に取り組むことができるようにするため、農畜産物需給の長期展望を品別に明らかにするとともに、総合自給率を強化するための具体的振興方策の確立を要望するわけでありまして、その点についていかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 全国にわたります長期見通しにつきましては、先ほどから御答弁しておりますように、現在作業中でございます。これを今後の食糧基地と言われます九州にどう反映していくかというところは、これから課題になるわけでございます。各農政局長会議等におきまして情報交換等しながら、今後その振興策を詰めていければならないと思つておるわけですが、幸い九州にもその地域振興計画等広範なものもございまして、こうしたものに、これからの見通しとのすり合わせ等もあらうかと思つておるわけですが、九州農業の振興策なりは今後九州農政局が中心になりまして検討することにならうと思つておるわけでございます。

○原田立君 官房長、これ私が持つておるのは五十四年七月の実地要望書なんです。だから、五十五年の予算には当然反映されたらなうと思つておるわけですが、あんまり大さっぱな御答弁だつたけれども、これはどのぐらい反映されているんですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 私どもは、昨年の七月に九州地方の知事会から要望書が出て、いただいた

たことは承知しておりますし、またこの各種事業につきましては、担当原局の方にそれぞれ私どもを通じて周知しております。ただ、具体的に事業の採択とか具体的な各種の地区の問題がございまして、これらは五十五年予算の成立後私どもで対処する点でございますので、こうした要望は尊重いたしまして、各事業担当原局においてそれぞれ対応いたすことにならうかと考えております。

○原田立君 土地基盤整備事業は他の地域に比較して著しく遅れているのが現状であると、こういうふうにあるわけでありまして、食糧の確保及び高効率農業の確立のため、土地基盤整備の早期完成が緊要であると思つておるわけでありまして、ここに三項目、「一地区当たりの事業費枠を拡大し、早期完工を図ること。」「二、採択基準を緩和すること。」「三、国庫補助率を引き上げること。」、こういう要望が出ておりますけれども、この点についてはどういふふうにとつて対処されますか。

○政府委員(杉山克己君) 九州の土地基盤整備状況は、水田について見ますと、確かに先生おっしゃられるように全国平均に比べてかなり遅れております。ただ、畑地でありますとか樹園地はむしろ相当進んでおまして、これはそれなりに九州の特殊な事情を反映していくものだというふうにお考えいただけます。ただ、九州がわが国の食糧基地としてきわめて重要であるということも私も十分承知いたしておりますので、特に最近におきましては、土地基盤整備事業の配分に当たっては、その点重々配慮してきているつもりでございます。

それから、いま具体的に三項目ほどお尋ねがございましたが、まず、「一地区当たりの事業費枠を拡大し、早期完工を図ること」というこの九州知事会の御要望の第一点でございますが、これにつきましては、地元の要望額、それから残事業費等を総合的に勘案いたしまして、地区別の事業費配分をいま行つておるわけでございます。できるだけ九州地区の要望にはおこたえてまいりたいというように努めておるつもりでございます。

それから二番目の、採択基準の緩和を図ること

ということですが、土地基盤整備事業につきましても、これは公共事業としての性格上、一定の採択基準を定めておるところでございませう。しかし、従来から振興山村それから過疎地帯、そのほか自然条件等に恵まれていない地域につきましても、各種団体営事業について採択基準の緩和を図っております。

それからまた、水田利用再編対策の円滑な推進を図るため緊急に排水条件を整備するというところで、五十四年度から排水対策特別事業を創設いたしました。この場合の採択条件につきましては大幅な基準緩和を行っております。

それから、「国庫補助率を引き上げること」ということでございますが、これは、国庫補助率は受益の程度、それから負担能力等を考慮して決められるわけでございませう。また、受益農家の負担につきましても、長期低利の融資措置等が図られていっております。

それから、先ほども採択条件のところでも申し上げましたが、補助率につきましても、振興山村、過疎地域、こういったようなところにつきましては、特に要望の強い一部の事業につきまして補助率を引き上げております。

それから、先ほど申し上げました排水対策特別事業は、採択条件の緩和を行ったことによりまして実質上かなりの補助率の引き上げということになっておるわけでございませう。今後ともこういった点についてさらに努力してまいりたいと考えております。

○原田立君 九州における昭和五十五年以降の鉾害残存未復旧農地は約五千四百九十ヘクタールを数え、二千四百四十一億円の復旧事業費を必要といたしております。しかるに、これまでの復旧事業速度では残存期間に完了することは困難視されるので、昭和五十五年以降も積極的に予算の確保が図られるよう措置すること、また、未確認地区がかなりあるもので、その早急な認定をしてもらいたい、こういう依頼があるのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 鉾害農地の復旧につきましては、これは昭和二十七年制定されました臨時石炭鉾害復旧法に基づきまして実施しているところでございます。特に昭和四十七年の法改正以降は、鉾害復旧長期計画、これは十年間の計画でございますが、これに基づいてその推進を図っております。ところでございませう。しかし、いま御指摘になりましたとおり、かなりの事業費が残っておりますし、まだ未確認の状態のものもあるという状況でございませう。残された期間でこれを消化するということには困難でございませう。私も残したままでそのままでいいというふうには毛頭考えておりませう。関係者に御迷惑をかけることのないよう、できるだけ事業量の消化を図りますとともに、今後の手当てにつきましても通産省と相談しながらその推進を図っていきたいと考えております。

なお、この臨時石炭鉾害復旧法の所管はこれは通産省でございませうが、私も聞いておりますところでは、通産省としては復旧を完了することが困難な状況から、同法の延長につきましても検討を進めているというように承知いたしております。

○原田立君 畜産振興にとって環境汚染防止対策は不可欠なものでありますが、これに要する投資は大きく、零細な畜産経営にとつては大きな圧迫となっているので、次の対策をお願いするということに言われてきておりますけれども、それは「畜産複合地域環境対策事業の補助対象に施設用地の造成費を加えること」、二つには、「畜産経営環境整備事業の補助率を引き上げること」、この二点が要望されておりますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(大伏孝治君) 畜産経営に起因いたします水質汚濁、悪臭、害虫発生等の環境汚染問題につきましても、地域住民等から種々の苦情等が出てまいりまして、その発生件数は、昭和四十八年をピークにいたしましてその後は漸減をいたしております。しかしながら、畜産経営の健全な発展を図るためには、地域住民の生活環境に配慮をしながら進めてまいらなければならないわけでございます。これに対する対策といたしまして、畜産団地の育成対策を基本とした対策を講じておるわけでございませう。いま御指摘のございました畜産複合地域環境対策事業もその一つでございますが、それ以外に、公共事業で畜産経営環境整備事業等もやっております。

ただいまお話のございました、施設用地を対象にすべきではないかという要請でございませうが、種々検討いたしました。この事業におきまして施設用地の造成につきましては、建物に必要な限度の敷地整備は対象といたしておりますけれども、それを広げて施設全体の土地の整備を対象とすることにつきましてはなかなかむずかしい点がございます。たとえば、どこまでその対象にするか境界が決めるに、あるいは用地の造成自体が土地の価値を高めるといふことになるために補助対象とするにはなじみにくいというふうな事情で、他の事業におきましても同様な考え方でおとされてないわけでございませう。

施設用地につきましては、畜産経営複合整備事業、これは公共事業でございませうが、これは移転を伴う畜産団地の形成でございませう。この場合は施設用地それ自体を整備するというところでございまして、施設用地の造成を補助対象といたしておりますので、個々の具体的な地域の実態に応じてこの事業をとり得るかどうか、それらを含めて地元等と相談をしてまいりたいと考えております。

○原田立君 最後に大臣にお伺いするわけでありますが、転作に協力して、なおかつ自然的要因により発生した予約限度数量超過米に対しては、政府が全量買い入れるようしてもらいたいという強い要請が出ています。それに対処するお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武蔵野文君) 食糧法の規定に基づきまして、われわれは、米の政府買い入れにつきましては、国民の消費需要にとって必要限度にお

いて買い入れることになっておるわけでございませう。そこで限度数量を決めておるわけでございませうけれども、いまの御指摘は、転作に協力をして、たまたま豊作であつて米ができた、一体その超過したものはどうするか、こういうことだと思つてございませうけれども、せっかくの御指摘でございませうが、やはり食糧の健全な運営からいいますとなかなか直接買い入れということは困難でございませうが、われわれはいたしましては、自主流通のルートに乗りまして十分集荷がなされるように指導をしておるところでございませう。今後ともそういう形でそれぞれの集荷のルートでひとつやっていたきたいと、こう考えておるわけでございませう。

○委員(青井政美君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員(青井政美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮田輝君が委員を辞任せられ、その補欠として小林国司君が選任せられました。

○委員(青井政美君) 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案について提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長内海英男君。○衆議院議員(内海英男君) ただいま議題となりました衆議院農林水産委員長提出の二法案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。まず、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業協同組合合併助成法は昭和三十六年に制定され、その後、昭和四十一年以来四回にわたる改正により、同法に基づく合併経営計画の認定制度について、その適用期間の延長措置を講じてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力

二五

により一応の成果をおさめてまいったのでありますが、現在、なお、正組合員戸数五百戸未満の組合が相当数存在しており、これらの小規模の組合につきましては、今後さらに合併を推進し、最近の厳しい農業情勢の中で、その経営基盤の強化と體質の改善を図っていくことが必要と考えられるのであります。

このような実情にかんがみ、この際、昭和五十五年三月末日をもって期限切れとなつてゐる、同法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間を、この改正法の施行の日から昭和五十七年三月三十一日まで、復活、延長するとともに、この認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、従前の例にならぬ法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助にするため、ここに本案を提出した次第であります。

次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和四十二年に制定され、その後二回にわたり延長措置を講じ、昭和五十五年三月三十一日をもって、その期限が到来することとなっております。

その間、本制度をてこに農業協同組合の合併が進められてまいつたのでありますが、最近における国際規制の強化等により経営不振に陥つてゐる組合が少なくなく、また、いまだに経営基盤の脆弱な組合が相当数存在しているのが実情でありまして、今後引き続きこれら農業協同組合の合併を促進し、適正な事業経営を行うことができる農業協同組合を育成する必要があると存するのであります。

このため、同法に基づく合併及び事業経営計画の提出期限を、さらに、五年間延長し、都道府県知事により計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対して、従前の例にならぬ法人税、登録免許税及び事業税等の軽減措置並びに漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を講じ、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

以上が両法律案を提出した理由及びその主要な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(青井政義君) これより両案の質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もないようですから、これより採決に入ります。

まず、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青井政義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青井政義君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(青井政義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青井政義君) 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。武藤農林水産大臣。

○國務大臣(武藤嘉文君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とするものであります。

その実施状況を見ますと、現在加入者数は約百十万人となり、年金受給者数も十二万六千人に達しております。早期の経営移譲が行われることにより、農業経営の若返り、農地保有の合理化に役立っております。また、離農給付金も、発足以来約二万三千人に給付され、農地の流動化と農業経営の規模拡大に寄与しております。

農業者年金制度の内容につきましては、昭和四十九年以来逐次改善充実を図つてきたところであり、昭和五十四年におきましても、国民年金に準じて年金給付の額の物価スライドの特例措置を講ずるとともに、加入時期を逸し加入できなくなつてゐる後継者の加入の救済措置を講じたところでありましたが、さらに本制度の一層の改善充実を図るため、今回、改正を行うこととした次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。

第一は、年金給付の額の改定措置であります。国民年金等において、昭和五十五年度に財政再計算が実施され、給付の改善等の制度の充実が図られることとされておりますが、農業者年金においても、国民年金等の年金額が改定されることにかんがみ、国民年金の老齢年金の額が改定される月分以後、特別に年金給付の額の引き上げを行うこととしております。

この場合、引き上げの率は、昭和五十四年度の消費者物価の上昇に見合うものとしております。

第二は、離農給付金制度の改正措置であります。現行の離農給付金制度は、農業者年金に加入できなかった者が離農した場合に一時金を支給するもので、今年五月までの措置として十年間実施してきたものであります。

今後は、農業者年金に加入できない安定兼業農家等の保有する農地等の専門的な農家への移譲を誘導するため、経営移譲の要件を手直した上、さらに十年間実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(青井政義君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(第九〇九号)

第九〇九号 昭和五十五年二月二十五日受理 農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(三通)

請願者 福岡県甘木市菩提寺四二ノ二甘木市長 塚本倉人外二百七十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

三月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆(予備審査)のための付託は三月六日)

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆(予備審査)のための付託は三月六日)

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十九日)

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、水田利用の再編対策に関する請願(第一二七二号)

一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(第一二八三号)

一、水田利用の再編対策に関する請願(第一三〇〇号)

一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(第一三二三号)

一、水田利用の再編対策に関する請願(第一三四九号)

第一二七二号 昭和五十五年三月四日受理

水田利用の再編対策に関する請願

請願者 鳥取市葛蒲四六四 沢田時春外千二百五十二名

紹介議員 小林 国司君

一、米の消費拡大(消費米価据置き、開発途上国への援助輸出を含む)に努め、米の転作等目標面積は、これ以上増加させないよう措置すること。

二、各県間の不公平な転作等目標面積割当を是正するとともに、米の生産者が売渡しを希望する数量は、全量政府に売渡しができるようにすること。

三、転作の不利をなくするため水田利用再編奨励補助金を増加すること。特に計画加算金は前年度(昭和五十四年度)の転作目標面積を達成した場合、転作した全面積に対して交付すること。

理由

水田利用再編対策は、水田の高度利用を促進して、農業生産力の増進と農業所得の安定向上を主眼として実施されるべきであるにもかかわらず、再編政策がすべて米べらしに集中して田圃荒廢の糸口となりつつあることは誠に遺憾である。特に、転作目標面積は三箇年変更しないと公約しておきながら、本年から大幅に拡大したことは、米作農家の生産意欲を減退させ、農家経済の停滞と政治不信を倍加させるものである。

第一二八三号 昭和五十五年三月四日受理
農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願

請願者 群馬県藤岡市下栗須一二四ノ六多野藤岡稚蚕共同飼育所連絡協議会

内 横尾英夫外三十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一三〇〇号 昭和五十五年三月五日受理

水田利用の再編対策に関する請願

請願者 鳥取市行徳はノ一〇三鳥取市農業協同組合内 加藤重蔵外千七十二名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一二七二号と同じである。

第一三二三号 昭和五十五年三月五日受理

農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願

請願者 山形県酒田市新橋二ノ一ノ一三酒田農業改良普及所内 佐久間憲生

外三十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一三四九号 昭和五十五年三月六日受理

水田利用の再編対策に関する請願

請願者 鳥取市行徳はノ一〇三鳥取市農事実行組合長会内 岩城多喜治

外二百七十三名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第一二七二号と同じである。

昭和五十五年三月二十九日印刷

昭和五十五年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局